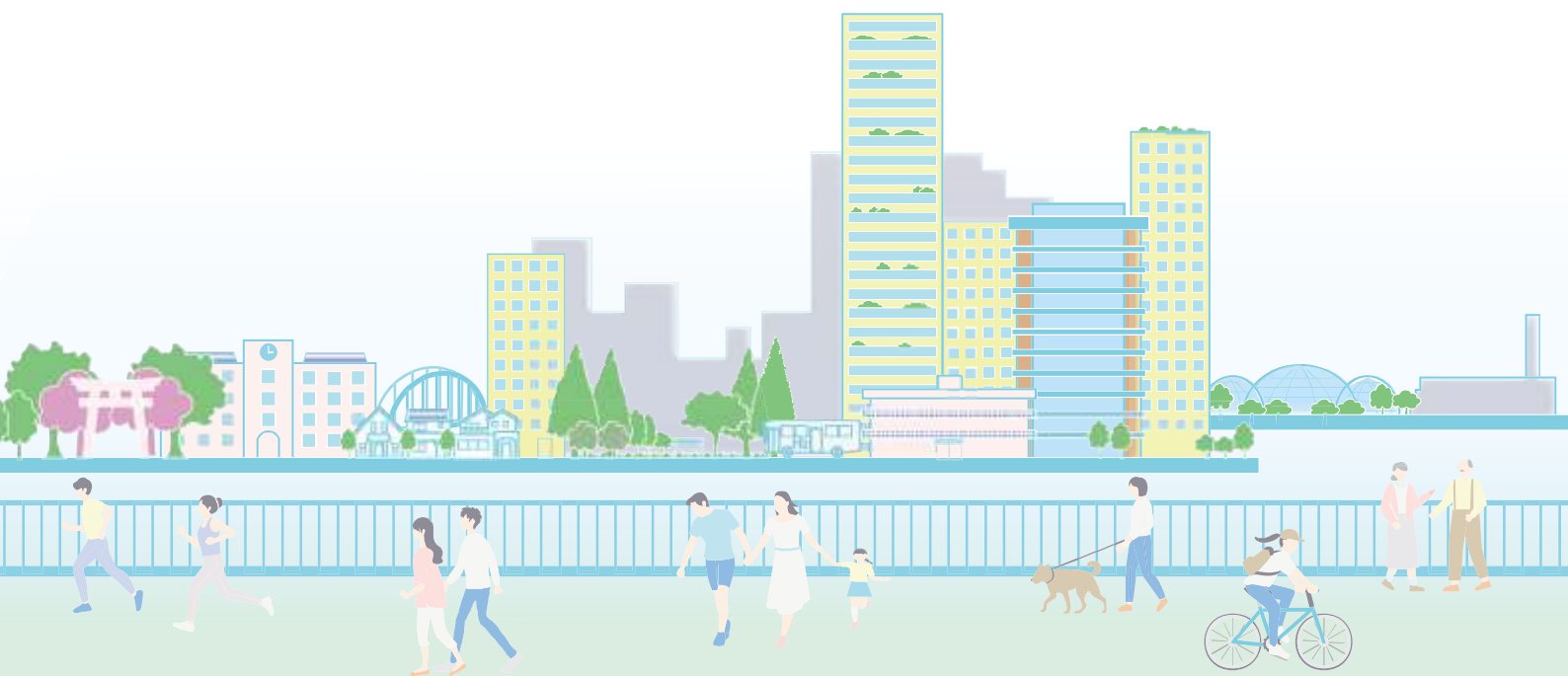


第3章 計画の目標と環境施策

- 1 計画の目標
- 2 施策体系
- 3 施策展開の方向性
- 4 目標達成のための取組



1 計画の目標

本区では、江東区基本構想に示された江東区の将来像「みんなでつくる伝統、未来 水彩都市・江東」の実現を目指し、5つの施策の大綱を定めています。その第一が「水と緑豊かな地球環境にやさしいまち」であり、区の環境行政の方向性を示すものとして環境基本計画の目標と位置づけ、目指すべき区の環境像としています。この環境像の実現により、江東区環境基本条例に定める4つの都市像である「環境配慮都市」、「自然共生都市」、「健康安全都市」、「快適文化都市」を実現していくこととしてきました。

今回の計画の策定にあたって、この「水と緑豊かな地球環境にやさしいまち」を計画の目標と位置づけ、日常生活や社会活動のあらゆる側面において「地球環境にやさしい」行動を実践するため、各種取組の展開を図り、次世代に誇れるまちづくりを推進します。

江東区環境基本計画の目標 (目指すべき区の環境像)

水と緑豊かな地球環境にやさしいまち

水と緑豊かな 地球環境にやさしいまち

脱炭素社会



循環型社会



自然共生社会



安全・安心・ 快適な生活環境



環境教育・ 環境パートナーシップ



2 施策体系

計画の目標	計画の柱	取組方針
水と緑豊かな地球環境にやさしいまち	1 脱炭素社会の実現 ～ゼロカーボンシティ江東区実現プラン～ 柱 1 再生可能エネルギーへの転換 柱 2 建築物における脱炭素化 柱 3 モビリティにおける脱炭素化 柱 7 公共施設における脱炭素化	1-1 再生可能エネルギーへの転換 1-2 家庭・事業所における脱炭素化 1-3 モビリティにおける脱炭素化 1-4 公共施設における脱炭素化
	2 循環型社会の実現	2-1 5Rの推進 2-2 ごみの適正処理の推進
	3 自然共生社会の実現 柱 5 みどりの保全・育成	3-1 生物多様性の保全 3-2 みどりの創出と保全 3-3 水辺に親しめる環境づくり
	4 安全・安心・快適な生活環境の確保 柱 6 気候変動の影響への適応	4-1 良好な生活環境づくり 4-2 清潔で快適な環境づくり 4-3 気候変動の影響への適応
	5 環境教育及び環境パートナーシップの充実 柱 4 産学官民一体の推進体制の構築	5-1 環境配慮行動の拡大 5-2 環境教育・学習の推進 5-3 多様な主体が取り組むエコ意識の向上

※ [] はゼロカーボンシティ江東区実現プランにおける7つのプランの柱

基本施策	関連する SDGs
(1) 再生可能エネルギーの利用拡大 (2) 再生可能エネルギー由来電力調達の促進 (3) 家庭における CO ₂ 排出量削減の促進 (4) 事業所における CO ₂ 排出量削減の促進 (5) 建築物における CO ₂ 排出量削減の促進 (6) 次世代自動車への転換の促進 (7) 公共交通・自転車の利用促進 (8) 公共施設・区有施設の再エネ導入・省エネ化の推進 (9) 環境に配慮した電力調達の推進 (10) 木材利用の推進	
(11) ごみの発生抑制の推進 (12) リサイクルの推進 (13) 循環型社会への理解促進 (14) 分別の徹底 (15) 廃棄物の適正処理の推進	
(16) 生きものの生息・生育空間の保全 (17) 生物多様性の保全に向けた普及啓発 (18) 公園の整備・維持管理 (19) 身近なみどりの創出 (20) 水辺の保全と活用 (21) みどりのネットワークの形成	
(22) 良好な生活環境の確保 (23) 監視・測定の実施 (24) まちの美化の推進 (25) 魅力ある景観の形成 (26) 自然災害対策の推進 (27) 健康被害対策の推進 (28) 区民生活への影響対策	
(29) 区民・事業者が行う自主的な環境配慮行動への支援 (30) 環境情報の集積・共有化 (31) 学校における環境教育の推進 (32) 環境学習機会の拡充 (33) 環境活動を推進する人材の育成 (34) 環境パートナーシップの推進	

3 施策展開の方向性

5つの計画の柱ごとの施策展開の方向性は、以下のとおりです。

柱1：脱炭素社会の実現 ～ゼロカーボンシティ江東区実現プラン～

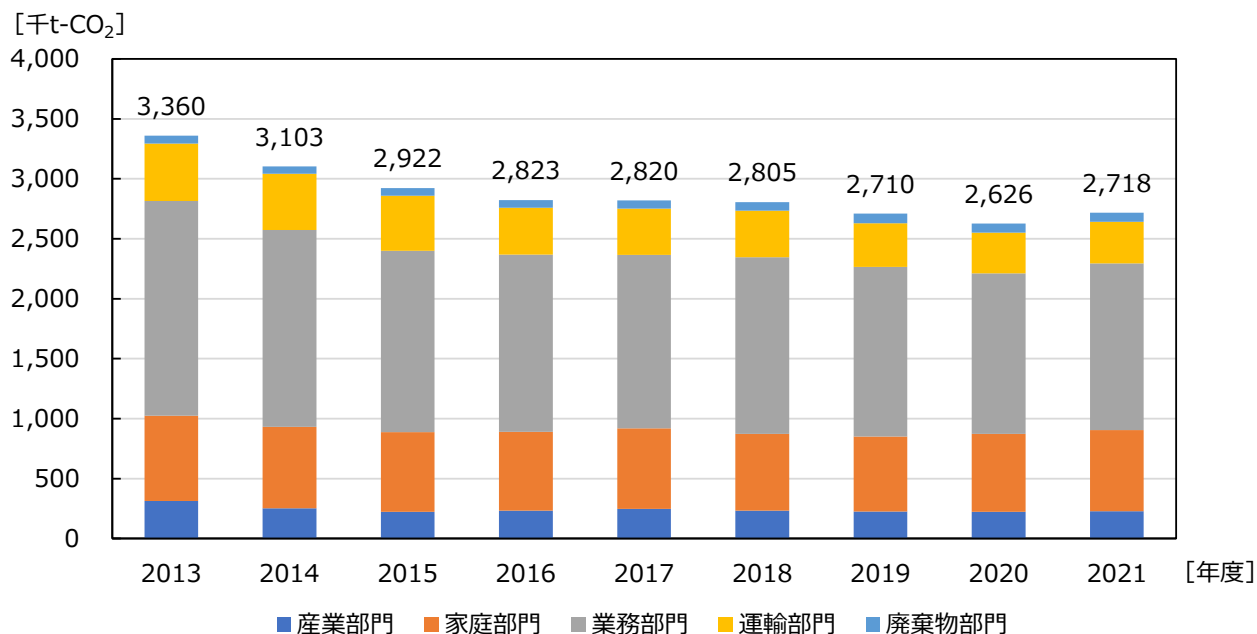
緩和策の一層の拡充

本区のCO₂排出量は、基準年となる平成25（2013）年度からこれまで緩やかに減少していましたが、令和3（2021）年度においては、コロナ禍からの経済回復やCO₂排出係数の増大により2,718千t-CO₂（平成25（2013）年度比▲19.1%）と増加に転じました。

これまで本区では、家庭・事業所における省エネ行動の促進や再生可能エネルギーの導入支援などに取り組んできましたが、国や東京都、本区が現在の取組を継続した場合、CO₂推計排出量は令和12（2030）年度2,527千t-CO₂となり、平成25（2013）年度比▲24.8%の削減にとどまると見込まれます。

エネルギー利用効率の高い機器への更新や新規導入を促進するとともに、集合住宅を含む建物の省エネ化、移動手段の脱炭素化など、より削減効果の大きい取組について普及啓発を行っていく必要があります。

江東区のCO₂排出量



資料：オール東京 62 市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクトのデータをもとに作成

再生可能エネルギーへの転換

2050年ゼロカーボンを実現するためには、化石燃料によるエネルギー消費から再生可能エネルギー利用へと転換していくことが重要です。

また、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入は、大規模災害発生時における自立分散型の緊急用電源としての利用価値も高いことから、災害に強いまちづくりを進めるうえでも有効な取組です。

本区では、令和4（2022）年度末時点で39,729kWの再生可能エネルギー※が導入されていますが、更なるCO₂排出量の削減のために、周囲の生活環境への影響に配慮しながら、引き続き、導入拡大を進めていく必要があります。

あわせて、都市化の進んだ本区では、区内で生産できる再生可能エネルギーには限りがあることから、区民・事業者に対して、再生可能エネルギー由来の電力への切り替えを促進していくことも必要です。

※自治体排出量カルテ（環境省）に基づくFIT・FIP制度による区域の再生可能エネルギー導入容量

公共施設における脱炭素化の推進

区が率先して、ゼロカーボンシティ江東区の実現に向けたCO₂排出量削減の取組を進めるため、地方公共団体実行計画（事務事業編）である「チーム江東ゼロカーボンアクションプラン」に基づき、省エネ機器・設備や再生可能エネルギー設備の導入、施設のZEB化、庁有車への次世代自動車等の導入を進めていくことが重要です。



コラム

脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動・デコ活

「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動・デコ活」（以下「デコ活」という。）とは、2050年カーボンニュートラル及び2030年度CO₂削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための新しい国民運動です。デコ活の「デコ」は、英語の脱炭素「デカーボナイズーション」と「エコ」を組み合わせた造語で、CO₂を減らす環境に良い活動という意味が込められています。

デコ活では、わたしたちが最初に取り組むべき行動（アクション）を、「まずはここから」と題して「デ」「コ」「カ」「ツ」にちなんだ次の4つの取組を挙げています。

- デ** 電気も省エネ 断熱住宅（電気代をおさえる断熱省エネ住宅に住む）
- コ** こだわる楽しさ エコグッズ（LED・省エネ家電などを選ぶ）
- カ** 感謝の心 食べ残しゼロ（食品の食べきり、食材の使い切り）
- ツ** つながるオフィス テレワーク（どこでもつながれば、そこが仕事場に）



環境省のデコ活のウェブサイトには、様々な取組メニューとともに取組の効果や補助金情報等のサポート情報が示されています。また、日々のデコ活の取組は、「#デコ活」を付けてSNSなどで発信したり、デコ活のウェブサイトから、「デコ活宣言」をして、デコ活の賛同・参加ができ、国・自治体・企業・団体に共に、国民・消費者の新しい暮らしを後押しします。

こちらから確認できます⇒

出典：環境省ウェブサイト（<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>）



柱2：循環型社会の実現

5Rの取組の継続的な推進

本区では、ごみの減量・資源化に向けた5R（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル）を推進しており、令和5（2023）年度には区民1人当たり1日の資源・ごみ量は595gと着実に減少しています。

製品の製造段階やごみの焼却処理などからも温室効果ガスが発生するため、温室効果ガス削減のためにも引き続き、5Rのライフスタイルやビジネススタイルの普及に努めるなど、一層のごみの減量・資源化を進めていく必要があります。

食品ロスの削減

国内における食品廃棄量のうち、まだ食べられるのに捨てられている食品、いわゆる「食品ロス」は、令和4（2022）年度では約472万t発生しているとされています。これは世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の年間食料援助量約480万t（2022年）とほぼ同じ量です。食品ロスの量は日本人1人当たりで換算すると、おにぎり約1個分（約103g）の食べ物が毎日捨てられている計算になります。

そのため、令和元（2019）年5月に成立した「食品ロスの削減の推進に関する法律」では、食品生産から消費までの各段階で食品ロス減少へ取り組む努力を「国民運動」として位置づけています。食品関連事業者から発生する事業系食品ロスを2000年度比で2030年度までに半減させる目標は達成できましたが、引き続き、家庭における食品ロス削減の取組について強化していく必要があります。

プラスチックの資源循環

プラスチックは、現代社会で不可欠な素材である一方、2050年カーボンニュートラルや新たな海洋汚染をゼロにする大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの達成など、プラスチックを取り巻く様々な環境問題に対応していくには、プラスチックの資源循環を加速し、循環型社会へ移行していくことが求められています。

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行に伴い、本区においても、令和5（2023）年10月から容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収を開始しており、引き続き使い捨てプラスチックの使用削減や分別の徹底によるリサイクルの推進など、取組の強化が必要となっています。

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

従来の5Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が求められています。

国・東京都の動向を注視しながら、民間活力を活用し、資源消費の最小化や廃棄物の発生抑止等を目指していく必要があります。

柱3：自然共生社会の実現

みどりの創出と水辺環境の整備

本区では豊かで親しみのある水辺と緑の空間が整備された、みどりの中の都市（CITY IN THE GREEN）の実現を目指し、公園の整備や道路、河川等の公共施設や民間施設の緑化を推進しており、都区部における1人当たりの公園面積は都内第3位となっています。

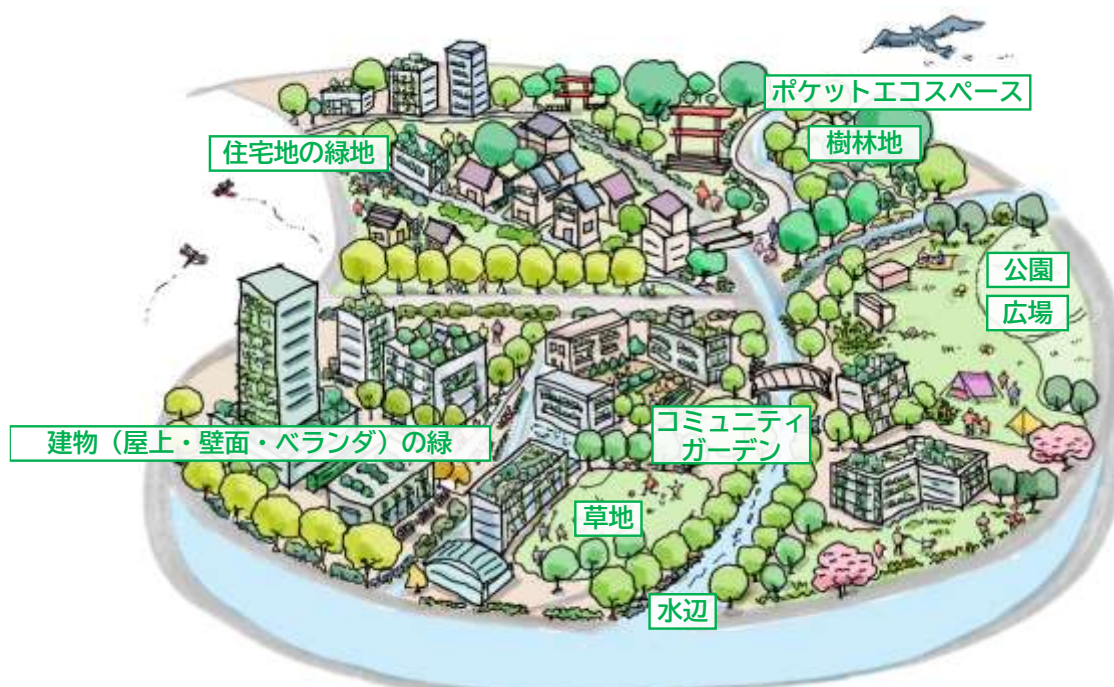
引き続き、区内を縦横に流れる河川や運河など豊かな水辺を活かした、緑豊かなまち並みを目指し、区民・事業者・区が連携して水辺と緑のまちづくりを推進する必要があります。

生物多様性の保全と理解の促進

令和4（2022）年の生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」では、2030年までに地球の陸域と海域の30%以上を自然環境エリアとして保全する「30 by 30目標」が掲げられており、自然共生サイトと呼ばれる生物多様性保全に貢献する場所（OECM）について理解を醸成していくことが求められます。

本区では、より豊かな生態系の保全を目的に、公園や学校の一角に湿地や草地を備えたビオトープ「ポケットエコスペース」を整備しており、引き続き、多様な生きものが生息・生育できる空間を確保、保全していく必要があります。

また、生物多様性の大切さを区民に広く周知し、生物種の保全、生息地や生態系の保全、外来種への対策などの普及啓発を推進する必要があります。



みどりのイメージ

出典：江東区みどりの基本計画

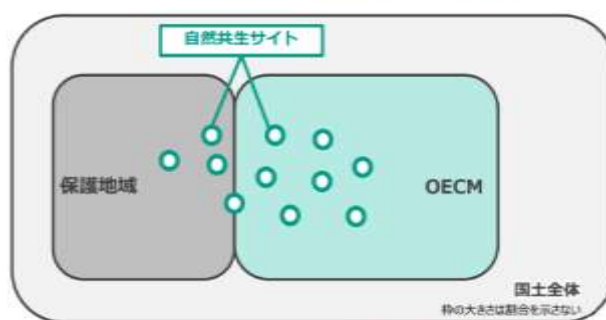
※木や草木等の植物を「緑」、植物だけではなく動植物が生息し、自然と人が共生する環境等を含めたものを「みどり」としています。

OECD (Other Effective area-based Conservation Measures) とは、自然公園等の保護区以外に、民間等の取組により生物多様性保全に貢献している地域のことです。令和 4 (2022) 年 12 月に採択された生物多様性に関する世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」において、2030 年までに陸域と海域の 30%以上を保全・保護すること (30by30) が掲げられたことにより、日本を含む世界各地で OECD への期待が高まっています。

OECD の中には、生物多様性保全が主目的の地域 (企業や団体等が保全活動を実施している森林やビオトープ等)、生物多様性保全が主目的ではないものの、その保全に大きく貢献している地域 (里地里山や社寺林、都市公園等) があります。日本では OECD の取組を推進するため、民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」という名称で認定する取組を進めており、「自然共生サイト」のうち、保護地域との重複を除く区域を 30by30 の世界目標の達成度評価のために運用されている OECD 国際データベースに登録しています。



保護地域 (オレンジ) と OECD (みどり) でつながる国土の健全な生態系のイメージ



図中の○が「自然共生サイト」

上：保護地域と OECD でつながる国土の健全な生態系のイメージ (出典：30by30 の概要)

下：保護地域・OECD・自然共生サイトのイメージ (出典：令和 5 年度第 1 回 OECD の設定・管理の推進に関する検討会資料「OECD の設定・管理に関するこれまでの成果について」)

自然共生サイトの例

バードサンクチュアリ、ビオトープ、自然観察の森、里地里山、社寺林、文化的・歴史的な価値を有する地域、企業敷地内の緑地、風致保全の樹林、都市内の公園、ゴルフ場、環境教育に活用されている森林、防災・減災目的の森林、遊水池、河川敷、水源涵養や炭素固定・吸収目的の森林、建物の屋上、試験・訓練のための草原・・・

などのうち、生物多様性の価値を有し、事業者、民間団体・個人、地方公共団体による様々な取組によって、(本来の目的に関わらず) 生物多様性の保全が図られている区域

出典：環境省ウェブサイト (<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/>)

柱4：安全・安心・快適な生活環境の確保

生活環境の保全

本区では、大気、水質、騒音及び振動について、監視を定期的に行っています。

大気、騒音及び振動については、概ね環境基準を達成し、良好な状態が維持されていますが、水質や道路交通騒音については環境基準の超過がみられます。

引き続き、監視を継続するとともに、法令に基づく公害防止に向けた事業所・工場等への指導を実施します。また、事業者の自主的な環境配慮への取組を促進し、安全・安心に暮らせる良好な生活環境を引き続き確保していく必要があります。

清潔で快適な環境づくりの推進

本区では、「江東区みんなでまちをきれいにする条例」や「江東区歩行喫煙等の防止に関する条例」に基づき、空き缶、たばこの吸い殻などのポイ捨てや、犬の糞の放置を禁止することにより、美しいまちづくりを推進しています。

みんなでまちをきれいにする条例推進委員や町会等の協力の下、区内の道路等に捨てられている空き缶・吸い殻等の清掃活動を行っています。

引き続き、区民・事業者のマナー向上・法令遵守を徹底するとともに、地域との協働によるまちの美化活動に取り組むことが求められます。

また、魅力ある景観の形成を促進するため、専門家等の意見を反映し、水辺や緑、歴史的資源などとの調和を図り、より質の高いまち並みの創造を誘導していく必要があります。

気候変動に対する適応策の推進

本区では、地球温暖化に伴う気候変動の深刻化により、局地的な大雨などによる水害の発生、熱中症や動物が媒介する感染症（デング熱等）の拡大等が想定されています。

そのため、防災・健康・福祉など他分野とも連携し、地域の防災・減災力の強化対策や区民の防災意識の向上、熱中症予防の普及啓発等を実施していくことが、より一層求められています。

持続可能でレジリエントなまちづくり

近年、気候変動との関連性が指摘されている集中豪雨など、深刻化する自然災害から区民の命と安全・安心な生活を守るため、国や東京都と連携しながら気候変動への適応策の強化を図り、まちの防災力向上と災害をはじめとしたあらゆる危機に柔軟に対応できる持続可能でレジリエントなまちづくりを推進していく必要があります。

柱5：環境教育及び環境パートナーシップの充実

環境意識の醸成

本区では、区民、区民活動団体、事業者による環境学習をはじめ自然環境の保全活動や省エネの推進活動、まちの美化活動などが数多く実施されています。

引き続き、このような取組を積極的に支援し広めていくとともに、区民・事業者の更なる環境意識の向上を図り、自主的な行動につなげていく必要があります。

特に、未来を担うこどもたちへの環境教育の充実や地域ぐるみで環境活動の活性化を図ることが必要です。

環境関連情報の発信強化

環境意識の醸成や環境活動の拡大に向けて、正しい情報を適切なタイミングと伝達手段によりこれまで以上に広く発信していく必要があります。

そのため、より多くの区民・事業者の興味をひきつける情報発信の工夫や、環境活動に参加したくなるようなコンテンツを企画し、実施していく必要があるほか、区民・事業者の環境活動の実践例や取組効果などを広く紹介し、活動情報を共有することが必要です。

多様な主体による環境活動の拡大

社会環境が急激に変化している中、地域における環境の課題も多様化しています。多様な地域の環境課題に対応するためには、今まで以上に区民・事業者の持つ能力や地域が持っている活力を活かしていくことが求められています。

そのため、区民・事業者の自主性や主体性を尊重しながら、互いの特性を活かして連携・協力する環境活動の推進が必要となっています。



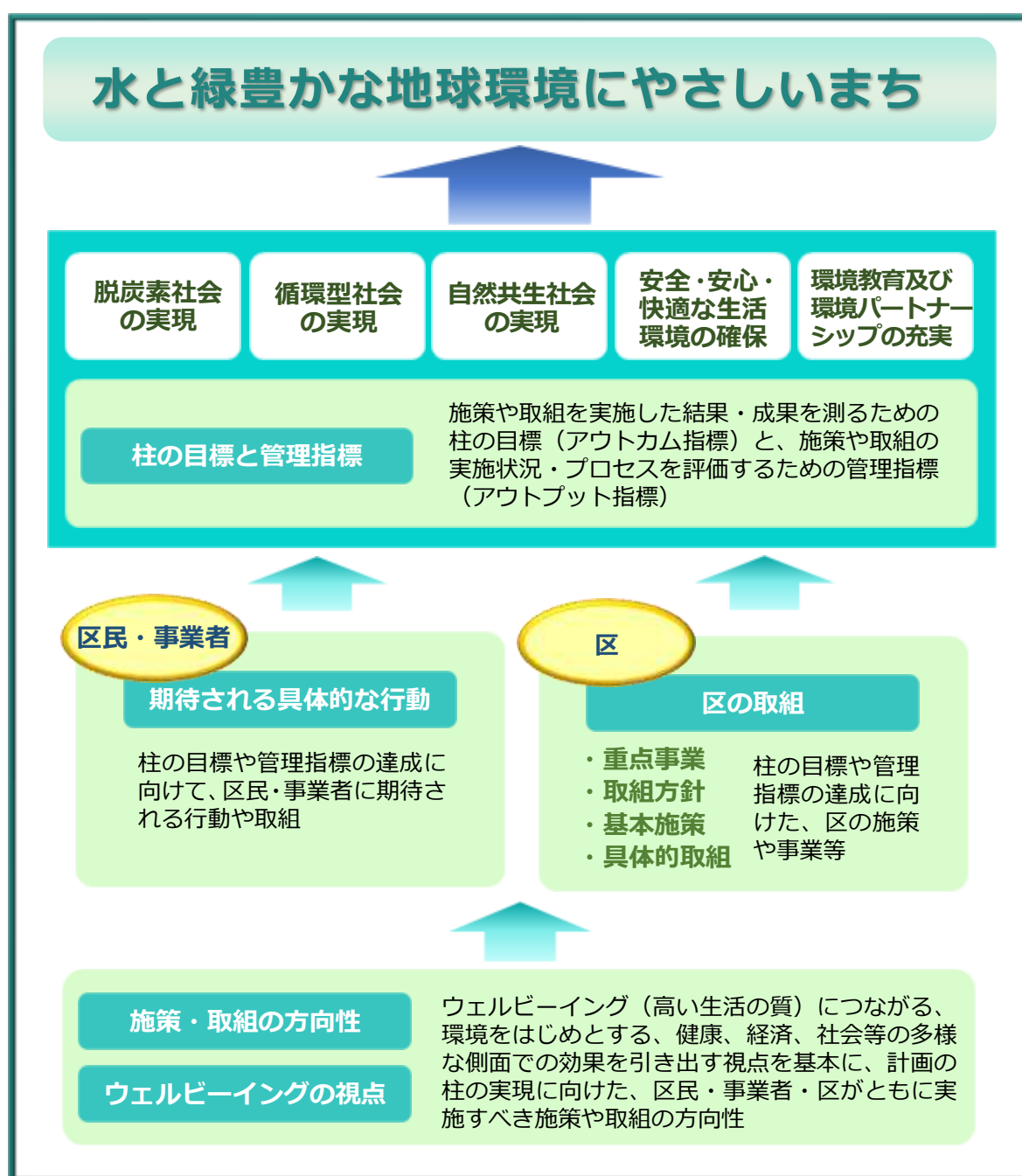
環境学習情報館「えこっくる江東」

環境問題を視覚的に理解できるパネル展示、江戸時代の暮らしを映したジオラマ、「ごみ戦争」などごみ問題に関する映像の視聴や環境に関する情報コーナーなどがあり、参加・体験型の環境学習講座を実施しています。



4 目標達成のための取組

本計画では、目標である区的环境像「水と緑豊かな地球環境にやさしいまち」の実現に向けて、5つの計画の柱を設定します。基本的な視点として、区民、事業者、区の三者がともに、計画の柱ごとの施策・取組の方向性とウェルビーイングの実現を念頭におきながら、区民と事業者はそれぞれの立場でまたは協力して具体的な行動を実践し、区は施策や取組を確実に推進します。それによって各柱の目標と管理指標の達成につながり、5つの計画の柱が描く社会と環境が実現されることで、ひいては環境像として掲げる本計画の目標が達成されることを目指します。



柱1：脱炭素社会の実現 ～ゼロカーボンシティ江東区実現プラン～

施策・取組の方向性



本区では、平成27（2015）年に策定した「江東区環境基本計画」に基づき、地球温暖化対策を推進してきました。

一方で、世界的に脱炭素社会の実現に向けた動きが加速する中、本区においても「2050年ゼロカーボンの達成」（CO₂排出量実質ゼロの達成）に向け、私たち一人ひとりが着実に脱炭素に向けた取組を推進する必要があります。そのために、2030年度までに2013年度比でCO₂排出量50%削減を目指し、取組を推進します。

削減目標の達成に向けて、再生可能エネルギーへの転換の促進や省エネルギー行動の徹底、建築物や移動手段における脱炭素化の促進等、できることを区民・事業者・区がともに考え、主体的に行動することで、ゼロカーボンシティ江東区の実現を目指します。

ウェルビーイングの視点

省エネ効果を高め、再エネ設備等を備えた建築物（ZEB や ZEH 等）は、光熱費削減、快適性や生産性の向上等の効果があり、暮らしの快適さやヒートショック防止などの快適・健康な労働・居住環境を実現します。また、再生可能エネルギー設備はCO₂排出量削減、災害時等における非常用電源としても役立ちます。

柱の目標と管理指標

柱の目標

項目	現状値※ 令和 5（2023）年度	目標値 令和 12（2030）年度
区内のCO ₂ 排出量	3,360 千 t-CO ₂ (平成 25（2013）年度)	1,680 千 t-CO ₂
区有施設におけるCO ₂ 排出量	30,759t-CO ₂ (平成 25（2013）年度)	15,380t-CO ₂

※ CO₂ 排出量については、国の削減目標の基準年に合わせ、平成 25（2013）年度の実績を現状値としています。

管理指標

項目	現状値 令和5(2023)年度	目標値 令和12(2030)年度
地球温暖化防止設備導入助成件数	961件	1,680件 ^{※1} (令和11(2029)年度)
再生可能エネルギー設備を導入した区施設数	78施設	84施設 ^{※1} (令和11(2029)年度)
庁有車の次世代自動車・低公害車導入率 (庁有車の次世代自動車導入率 ^{※2})	93.8% (12.5%)	100% (20%)
街路灯の改修(累計)	4,680基	10,850基
公共建築物等における木材利用推進方針の運用(累計)	26施設	29施設 ^{※1} (令和11(2029)年度)

※1 「江東区長期計画(後期)(令和7年度から令和11年度)」に基づき、令和11(2029)年度を目標としています。令和12(2030)年度以降は、新しい計画に基づき取り組みます。

※2 庁有車の次世代自動車導入率の指標は、電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリット自動車(PHV)を対象として算定しています。

江東区のCO₂排出量削減目標

本区では、令和3(2021)年7月に2050年「ゼロカーボンシティ江東区」の実現を目指すことを表明し、令和6(2024)年3月に「ゼロカーボンシティ江東区実現プラン」を策定しました。

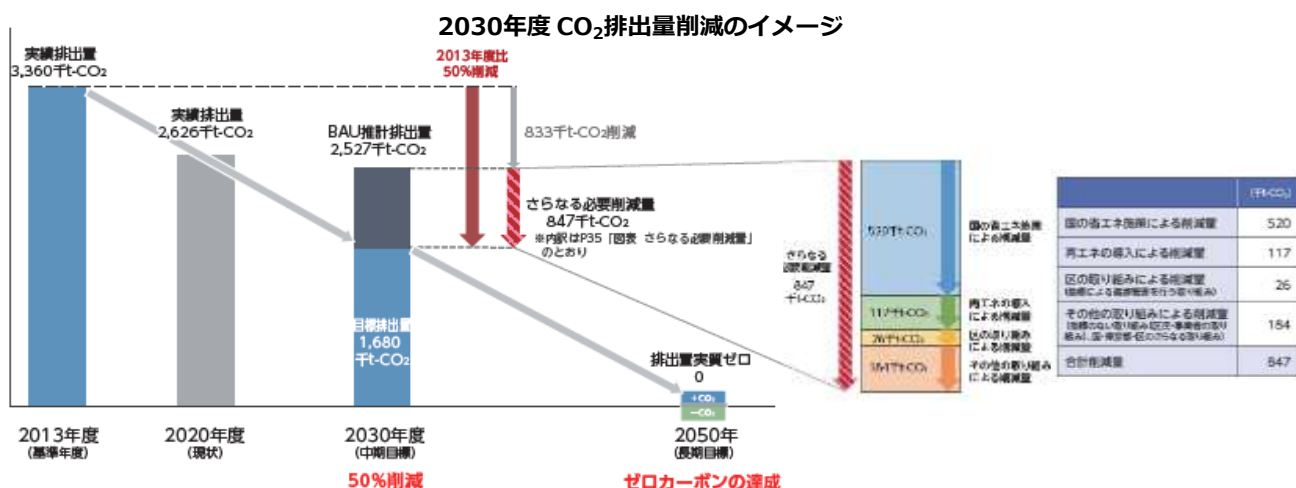
2050年のゼロカーボンの達成に向けて、国の2030年度温室効果ガス46%削減の目標(さらに50%削減の高みに挑戦する)や、東京都の2030年50%削減の目標を踏まえ、2030年度CO₂排出量の2013年度比50%削減を目指します。

中期目標

2030年度におけるCO₂排出量を2013年度比で50%削減

長期目標

2050年ゼロカーボンの達成



出典：ゼロカーボンシティ江東区実現プラン(令和6年3月)

【参考】令和5年度における主な区の実施によるCO₂削減量

令和5（2023）年度の区の実施によるCO₂削減量は33,964tとなっています。国や東京都の実施とともにこれらの実施も継続し、令和12（2030）年度までにCO₂排出量50%削減を目指します。

区分	施策	CO ₂ 削減量の算出方法	令和5年度実績	CO ₂ 削減量
家庭・事業者の取り組みの推進	●★高効率給湯器等の導入（エコキュート、エネファーム）	機器ごとのCO ₂ 削減効果に助成件数を乗じて算出	134件	127t
	●★太陽光発電システムの導入	太陽光発電システムの年間発電量に、助成件数及び排出係数を乗じて算出	114件 584,074kWh	228t
学校での取り組みの推進	全区立小中学校でごみ発電の電力を使用	新電力 ^{※1} との契約実績によるCO ₂ 削減量	68件	6,630t ^{※2}
	★カーボンマイナスこどもアクションの推進	全区立小学校（義務教育学校を含む）の総CO ₂ 削減量	7,836人	191t
区による再生可能エネルギーの導入	新電力からの電力購入	新電力との契約実績によるCO ₂ 削減量 ^{※3}	108件 31,231,808kWh	7,566t
	●公共施設の改築時に併せた太陽光発電システムの導入	太陽光発電システムの年間発電量の合計に排出係数を乗じて算出	19件 196,889kWh	30t
	グリーン電力証書の活用	年間の契約発電量の合計に排出係数を乗じて算出	1件（2施設） 11,000kWh	5t ^{※4}
リサイクルの推進	●資源回収によるCO ₂ 削減（古着、容器包装プラスチック、製品プラスチック、発泡スチロール、古紙、びん、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル）	単位当たりのCO ₂ 削減量に回収量を乗じて資源ごとに算出	16,152t	25,385t
緑化の推進	新たな緑化面積（区民・事業者）	区民・事業者から提出された緑化計画書に基づいた緑化面積に吸収係数を乗じて算出	91,048㎡	432t
	新たな緑化面積（区立施設）	新たに整備した緑化面積に吸収係数を乗じて算出	0㎡	0t
合 計				33,964t

●は江東区長期計画（令和2年度～令和11年度）における主要事業（長期計画の分野別計画において施策ごとに定めた「目指す姿」、「施策実現に関する指標」、「取組方針」を実現・達成するために、特に重点的に取り組むべき事業）

★はゼロカーボンシティ江東区実現プランにおける更なる必要削減量の算定に該当する区の実施（指標）

※1 2013年3月に経済産業省より「特定規模電気事業者（PPS）」から「新電力」に名称を変更

※2 「新電力からの電力購入」に含まれているため、合計からは除いて計上

※3 新電力によっては、従来の電力会社よりCO₂排出係数が高いものがある

※4 使用電力分のグリーン電力証書を購入することで、CO₂排出量を実質0としている

【地球温暖化防止設備導入助成事業 CO₂削減量算定方法】

設備の種類	CO ₂ 削減量の算定方法
高効率給湯器等	【CO ₂ 削減量】＝ 機器当たりのCO ₂ 削減量（t-CO ₂ /台・年）× 助成件数
太陽光発電システム	【CO ₂ 削減量】＝ 助成した太陽光発電設備の最大出力の合計値(kW) ×設備利用率×24時間×365日×排出係数

※ CO₂削減効果は環境省が公表しているものを使用

※ 環境省資料に含まれない「エネファーム」については、カタログ値等から試算

期待される具体的な行動

区民

- 日々の暮らしの中でエコ活に取り組み、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を図ります。
- 水素など脱炭素なエネルギーについて理解を深め、太陽光発電システムの設置や再生可能エネルギー由来の電力を選ぶなど、再生可能エネルギーの導入を検討します。
- 家電や照明を買い替える際には、省エネルギー性能の高い製品の購入に努めます。
- 住宅を新築・改築する際には、住宅の断熱性能の向上や省エネルギー改修、ZEHの導入を検討します。
- 再配達によるCO₂排出量削減のため、宅配便は1回で受け取るよう心がけます。
- 徒歩や自転車、公共交通を利用し、環境に負荷のかからない移動を心がけます。
- 自動車の運転時はエコドライブに努め、買替時は電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリット自動車（PHV）等の選択を検討します。

事業者

- 日々の業務の中でエコ活に取り組み、環境負荷の少ないビジネススタイルへの転換を図ります。
- 事業所への太陽光発電システムの設置や再生可能エネルギー由来の電力を選ぶなど、再生可能エネルギーの導入を検討します。
- 水素エネルギーについて情報を収集するとともに、利活用を検討します。
- 事業所の照明、空調、OA機器等を買い替える際には、省エネルギー性能の高い設備・機器の導入に努めます。
- 建築物を新築・改築する際には、省エネルギー改修やZEB化、木材の利用等を検討します。
- 共同配送を採用するなど、輸送時のCO₂排出量削減に努めます。
- エコアクション21やISO14001等の環境マネジメントシステムの導入を検討します。
- 自動車の運転時はエコドライブに努め、更新時は電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリット自動車（PHV）等の選択を検討します。
- カーボン・オフセット、カーボンクレジットの取組について検討します。

重点事業：江東区版ゼロカーボンパーク

若洲公園では、老朽化のため撤去される風力発電施設にかわる新たな環境シンボルとして、江東区版ゼロカーボンパーク※を整備し、令和9（2027）年4月にリニューアルオープンします。

リニューアルにあたっては、最新の設備導入による省エネ化と太陽光パネル・蓄電池の設置による再生可能エネルギー導入により、園内のCO₂排出量ゼロを実現します。

他にも、国産木材を積極的に活用したビジターセンターや既存施設の躯体を再利用するサーキュラーデザインを採用した公園整備を行います。また、キャンプ場においては、コンポストの設置によるごみの有効活用等を実施します。

リニューアル後は、ゼロカーボンパークを題材とした体験イベント等により環境教育を推進するなど、「ゼロカーボンシティ江東区」の実現に向けて率先して環境への取組を進める環境にやさしい公園にします。

※江東区版ゼロカーボンパーク：太陽光パネル等により公園内の電力を100%再生可能エネルギーで供給する環境にやさしい公園。



リニューアル後の若洲公園のイメージ図

pickup

重点事業：地球温暖化防止設備導入助成

「ゼロカーボンシティ江東区」の実現に向けて、太陽光発電や省エネルギー設備等を導入する区民・事業者に対し、設置費用の一部を助成し、地球温暖化対策を推進します。

助成対象となる設備は12種類（令和7（2025）年4月時点）あり、令和5（2023）年には個人・集合住宅向け電気自動車等充電設備、令和6（2024）年にはZEH・東京ゼロエミ住宅、令和7（2025）年には高断熱ドアへの助成を新たに開始するなど、対象設備の拡充や助成要件の見直しを図り、地球温暖化防止設備の一層の導入を促進します。

また、地球温暖化防止設備導入助成について区報や区ホームページ等で広く周知を図り、再生可能エネルギー導入と省エネルギー対策を推進します。

助成対象設備一覧

①太陽光発電システム
②蓄電池
③エネルギー管理システム機器（HEMS・MEMS）
④CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯機（エコキュート）（個人住宅・事業所）
⑤燃料電池装置（エネファーム）（個人住宅・事業所）
⑥高反射率塗装
⑦高断熱窓（既築のみ）
⑧高断熱ドア（個人住宅、既築のみ）
⑨電気自動車等充電設備（個人・集合住宅）
⑩LED照明（集合住宅・事業所、既築のみ）
⑪ZEH・東京ゼロエミ住宅
⑫次世代自動車（EV、PHV、FCV）

New ZEH・東京ゼロエミ住宅

助成金を受け取れます

江東区ZEH・東京ゼロエミ住宅助成事業

太陽光発電、蓄電池、エネルギー管理システム、CO₂冷媒ヒートポンプ給湯機、燃料電池装置、高反射率塗装、高断熱窓、高断熱ドア、電気自動車等充電設備、LED照明、ZEH・東京ゼロエミ住宅、次世代自動車。

① ZEH住宅
② 東京ゼロエミ住宅

詳細は、区ホームページまたはパンフレットをご覧ください。
申請書とパンフレットは区ホームページまたは下記窓口にて取得できます。

申請書の提出・お問い合わせ

江東区 環境政策部 環境化対策課 環境調整係

〒135-8535 東京都江東区東横町4-1-28
TEL 03-3647-6124 FAX 03-5617-5737

江東区 ZEH・東京ゼロエミ

取組方針 1-1

再生可能エネルギーへの転換

● 施策1 再生可能エネルギーの利用拡大

自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、再生可能エネルギーの更なる利用拡大と再生可能エネルギーの有効活用を目指し、住宅や事業所等への太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の設置を促進します。また、クリーンな次世代エネルギーとして期待される水素や合成メタン、合成燃料の活用等に向けた新たな技術の開発が進められていることから、これらの情報収集、導入検討などを行います。

● 施策2 再生可能エネルギー由来電力調達の促進

再生可能エネルギー由来の電力調達の促進に向けて、区民や事業者に対し再生可能エネルギーを利用した環境にやさしい電力の選択や、再生可能エネルギー由来電力の契約プランの情報提供を行い、区内で使用される電力の脱炭素化を図ります。

具体的取組

	取組内容	担当部署
①	再生可能エネルギーの活用について区民・事業者に普及啓発を進め、区民や事業者が太陽光発電システムや蓄電池等を導入する際に費用を助成します。	温暖化対策課
②	建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度の検討を進めるなど、再エネ設備設置を推進し、再生可能エネルギー利用拡大を促進します。	温暖化対策課 建築課
③	「江東区マンション等の建設に関する条例」に基づきマンション建設時の地球温暖化対策設備の設置を義務づけるとともに、地球温暖化防止設備導入助成事業により既存マンションへの設備導入を促進し、集合住宅における再生可能エネルギーの利用拡大を図ります。	温暖化対策課 住宅課
④	若洲公園（江東区版ゼロカーボンパーク）等を環境学習に活用し、再生可能エネルギーへの区民の関心を高めます。	河川公園課 施設保全課 温暖化対策課
⑤	東京スイソミルとの連携により、水素や水素社会への理解を深めるよう普及啓発を推進するとともに、水素ステーションの数が多い地域特性を活かし、燃料電池ごみ収集車を導入する等、区民・事業者の水素の活用を促進します。	温暖化対策課 清掃事務所
⑥	清掃工場が発電した電力（ごみ発電）を、全区立小中学校等で今後も継続して利用することで、エネルギーの地産地消に努めると同時に、環境学習の教材として積極的に活用します。	温暖化対策課 学務課

	取組内容	担当部署
⑦	使用済太陽光発電設備の再利用、再資源化に関する国・東京都等の動向把握や関連情報の収集に努め、適正処理を促進します。	温暖化対策課
⑧	グリーン電力証書システムの電力を活用し、再生可能エネルギーの普及・促進を図ります。	温暖化対策課
⑨	電力販売業者を選ぶ際は再生可能エネルギー由来の電力メニューを選択するなど、再生可能エネルギーの利用について区民や事業者へ情報提供を行い、再生可能エネルギー電力への転換を促進します。	温暖化対策課 経済課

コラム

水素燃料の活用（燃料電池ごみ収集車）

水素燃料を用いた燃料電池ごみ収集車の導入を令和7（2025）年度から順次予定しています。燃料電池ごみ収集車は、水素と空気中の酸素を化学反応させて電気をつくり、走行時にCO₂を排出しないため、「ゼロカーボンシティ江東区」の実現に向け、大きな取組になります。区内には都内で最も多い4か所の水素ステーション（令和6（2024）年8月時点）が整備されており、FCVが活用できる環境が整っています。東京都や他自治体とともに水素エネルギー社会の実現を目指します。



燃料電池ごみ収集車



江東区潮見にある「水素情報館 東京スイソミル」

出典：東京スイソミル

取組方針 1-2

家庭・事業所における脱炭素化

施策3 家庭における CO₂排出量削減の促進

家庭における CO₂排出量削減のため、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する普及啓発を推進し、脱炭素型の新しい豊かな暮らしの実現に向けて製品・サービスを選択する脱炭素型のライフスタイルへの転換を図ります。

施策4 事業所における CO₂排出量削減の促進

事業所における CO₂排出量削減のため、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する制度や補助制度等の情報提供を行い、脱炭素型のビジネススタイルへの転換、脱炭素経営の促進を図ります。

施策5 建築物における CO₂排出量削減の促進

住宅や事業所の ZEH・ZEH-M 化、ZEB 化の推進や、断熱リフォーム等の建築物の省エネルギー性能の向上を図るとともに、区内における都市開発や建物の建て替え等のまちづくりの機会をとらえ、エネルギー利用の最適化を図り、エネルギー効率の高い都市づくりを促進するなど、建築物や都市の脱炭素化を図ります。

具体的取組

	取組内容	担当部署
①	家庭や事業所における効果的な省エネルギー活動の促進のため、カーボンマイナスアクションの推進、デコ活の取組を呼びかけます。	温暖化対策課 経済課
②	省エネルギー化や脱炭素に向けた取組に関する情報の提供、環境イベントや環境学習講座の実施等により、家庭の脱炭素に配慮したライフスタイルへの転換を促進します。	温暖化対策課
③	地球温暖化防止設備導入助成制度の内容の充実を図り、高断熱窓や高効率給湯器等の省エネ機器、エネルギー管理システム、ZEH等の導入を促進します。	温暖化対策課
④	省エネ設備導入に対する補助制度やエコチューニング等の省エネ手法の情報提供、国や東京都等の省エネ診断、省エネセミナー等の活用・PRにより、事業所における省エネ活動を促進します。	温暖化対策課
⑤	省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの利用、環境認証取得等への省エネ投資の促進に向けて、区資金融資あっせん制度を活用した保証料及び利子への補助や、地球温暖化防止設備を導入する際の費用の助成等による支援を実施し、事業所における CO ₂ 排出量の削減を促進します。	温暖化対策課 経済課

	取組内容	担当部署
⑥	商店街の装飾灯やアーケードの LED 化補助、地球温暖化防止設備を導入する際の費用の助成等による支援を実施し、地球にやさしい環境対応型の商店街への移行が進むよう、周知に努めます。	温暖化対策課 経済課
⑦	家庭や事業所における住宅や建築物の新築、増改築時の ZEH 化、ZEB 化を促進します。	温暖化対策課
⑧	「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」における、建築物に対する一定水準の省エネルギー基準への適合義務化等の法令の適正な運用を通じて、住宅・建物の建設に際した省エネ性能の向上・誘導を図ります。	建築課
⑨	「江東区マンション等の建設に関する条例」に基づき、マンション建設時の地球温暖化対策設備や電気自動車等充電設備、宅配ボックスの設置義務化や ZEH 基準を誘導することでマンションの断熱性能、省エネ性能の向上と CO ₂ 排出量抑制を促進します。	住宅課 温暖化対策課
⑩	大規模な開発に際しては、都市開発諸制度に基づく事業者への指導等を通じ、建築物における省エネルギー化、再生可能・未利用エネルギーやエネルギーマネジメントシステム等の導入を図るとともに、地域冷暖房やコージェネレーションシステム（CGS）等による熱や電気の相互利用等、街区・地区単位での環境負荷の低減を促進します。	都市計画課 まちづくり推進課 温暖化対策課
⑪	エネルギー事業者等と連携し、低炭素エネルギーの調達、エネルギー設備の普及や運用の最適化等を推進します。	温暖化対策課
⑫	「分散型エネルギーシステム」の構築を目指し、住宅や事業所への再生可能エネルギーやコージェネレーションシステム等の設備の導入促進を図ります。	温暖化対策課
⑬	公共施設における木材利用の向上や民間建築物等における木材利用等、木材を有効活用した建築物の普及を推進するほか、産学官民が連携した取組の検討など、木材利用の促進を図ります。	温暖化対策課

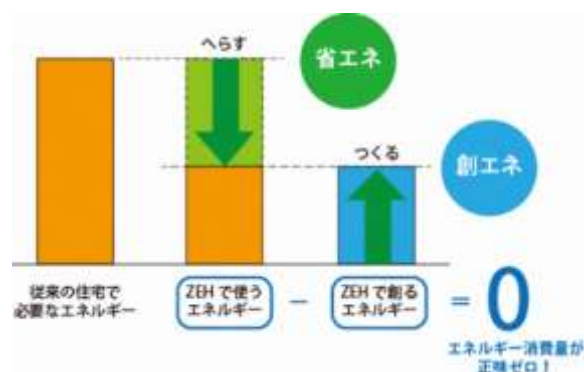
コラム

ZEH・ZEBとは？

ZEH（Net Zero Energy House：ゼッチ）とは、住宅の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備の導入により、大幅な省エネルギーを実現したうえで、再生可能エネルギーを導入し、室内環境の質を維持したまま年間のエネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した住宅のことで、ZEHの集合住宅版がZEH-Mです。（以下ZEH-Mも含め「ZEH」という。）

ZEHがエネルギー対策を行った一般住宅を指すのに対し、ZEB（Net Zero Energy Building：ゼブ）はエネルギー対策を行ったビルや工場、学校等の建築物を指します。

国では、2030年までに新築される住宅・建築物についてはZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能が確保されているとともに、新築戸建住宅の6割において太陽光発電設備が導入されていることを目標に掲げており、建設会社やハウスメーカー等では、建築物のZEH化に向けた動きが加速しています。



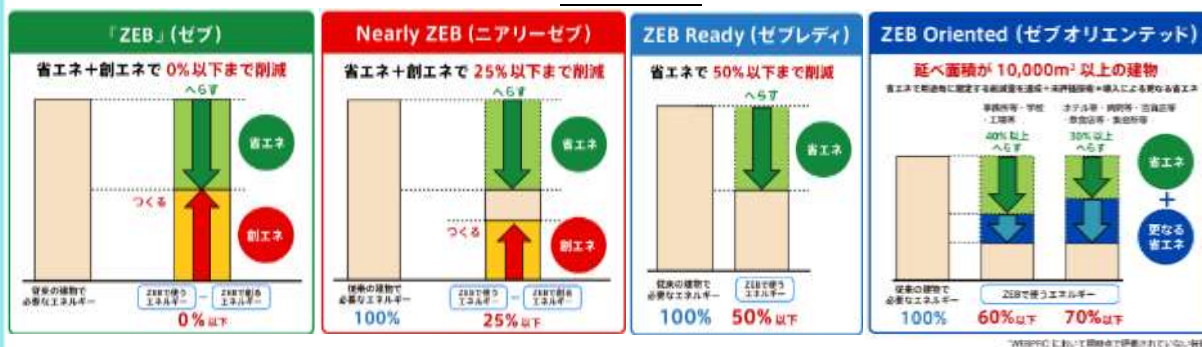
【ZEH・ZEBのメリット】

高い断熱性能や高効率設備の利用により、月々の光熱費を安く抑えることができるほか、災害の発生に伴う停電時においても、太陽光発電や蓄電池を活用すれば電気を使うことができる等のメリットがあります。さらに、高い断熱性能を有する建物は、室内に寒さや暑さの影響が伝わりにくくなるため、快適な室内環境を維持できるほか、急激な温度変化で身体がダメージを受けるヒートショックの防止等の健康面でもメリットがあります。

【ZEH・ZEBの種類】

ZEH・ZEBは、建物で使用するエネルギー消費量の程度に応じていくつかの段階に分かれています。エネルギー消費量正味ゼロを達成するのは難しい場合でも、まずは達成できそうな段階からZEH・ZEB化を目指していくこともできます。また、国等では2030年に向けて、ZEH・ZEB化に関する補助金制度等を充実させています。

ZEBの種類



出典：環境省ウェブサイト「ZEB PORTAL」
(<https://www.env.go.jp/earth/zeb/index.html>)

こちらから確認できます⇒



コラム

国・東京都の建築物（事業所）への指導

2050年カーボンニュートラルに向けて、国や東京都では、法や条例等の整備を強化しており、事業者の建築物に対するCO₂排出量削減に向けた制度化が進んでいます。

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）では、一定規模以上の事業者（原油換算 1,500kl/年以上使用する）が提出する報告書や計画書は、これまで化石エネルギーのみが対象となっていました。令和4（2022）年の改正により、再生可能エネルギー等の報告、再生可能エネルギー等への転換に向けた計画も提出することになりました。

東京都でも、既存制度を強化・拡大するとともに、制度的枠組みがなかった中小規模の新築建築物に対する新制度を創設する等、脱炭素化に向けた制度の強化が進んでいます。

区内事業所では、本区の実施に加え、国や東京都の制度に基づく取組を実施し、建築物の脱炭素化を加速させています。

東京都の建築物・事業所を対象とした諸制度

名称	対象	概要
地球温暖化報告書制度	エネルギー使用量 原油換算 1,500kl/年未満 の事業所	・CO ₂ 排出量と地球温暖化対策の実施状況の報告 ★東京都の2030年再エネ・省エネ目標を踏まえた省エネ・再エネ利用について自らの推進計画を策定し、その達成状況を報告
キャップ&トレード制度	エネルギー使用量 原油換算 1,500kl/年以上 の事業所	・CO ₂ 排出総量削減義務（自ら削減できない場合は、排出量取引によって達成） ★新たな削減義務率の設定 ★再エネに関する目標設定及び取組状況について報告
建築物環境計画書制度	延床面積 2,000 m ² 以上の建物を新築（増築、改築）する建築主	・建築主に環境配慮の取組の内容と評価を記載した計画書の提出 ・「省エネルギー性能基準（断熱・省エネ）への適合」「再エネ利用（再エネ設備導入・再エネ電気調達）の検討」「マンション環境性能表示」義務 ★再エネ利用設備の設置義務 ★一定以上の駐車場設置台数の建物へのZEV※充電設備等整備義務
建築物環境報告書制度（新規制度）	中小規模新築建物（延べ面積 2,000 m ² 未満）の年間都内供給延床面積が合計 20,000m ² 以上の建物供給事業者	★中小規模新築建物への断熱・省エネ性能の確保、太陽光発電設備等の設置等の義務

★は令和7（2025）年4月以降に強化される内容

※ ZEV：電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHV/PHEV）、燃料電池車（FCV）

施策6 次世代自動車への転換の促進

移動に伴う CO₂排出量を削減するため、EV・FCV・PHV 等の次世代自動車の普及を推進するとともに、住宅やビルへの EV 充電設備、水素充填設備の設置拡大を促進し、区内の充電インフラを拡充します。

施策7 公共交通・自転車の利用促進

公共交通による移動の利便性が向上するよう、地下鉄 8 号線の延伸や臨海部における BRT の運行等、公共交通ネットワークの更なる充実を関係機関と連携して推進します。また、区民だけではなく、通勤やビジネス、観光等の区外からの来訪者が公共交通、自転車・コミュニティサイクル、徒歩等により快適に移動ができ、環境負荷を低減する交通環境づくりを促進します。

具体的取組

	取組内容	担当部署
①	次世代自動車や充電設備に関する情報提供や支援を行い、区民や事業者への EV・FCV・PHV 等の次世代自動車の普及を促進します。	温暖化対策課 経済課
②	EV・FCV の非常時・災害時における非常用電源としての活用について、事業者と連携して先進的な取組を支援します。	温暖化対策課
③	区民・事業者に対して、自動車からの CO ₂ の排出を削減するため、広報紙や区ホームページ等を活用したアイドリング・ストップ等の意識啓発に努めることで、エコドライブに資する取組を推奨していきます。	環境保全課
④	「江東区マンション等の建設に関する条例」に基づきマンション建設時の宅配ボックスの設置を義務化し、宅配便の再配達削減による CO ₂ 排出量削減を推進します。	温暖化対策課 住宅課
⑤	コミュニティサイクルのポートの増設、電気自動車等の充電設備の設置、環境にやさしい多様なモビリティの拠点整備を進め、環境負荷を低減する交通環境づくりを促進します。	温暖化対策課 住宅課 都市交通輸送計画担当 地域交通課
⑥	環境負荷の低い交通手段である自転車の利用を促進し、自転車が安全で快適に通行できる環境を創出するため、自転車走行空間や自転車駐車場の適切な維持管理を行います。	施設保全課 地域交通課
⑦	誰もが安全で快適に通行できる道路環境の整備を進めます。	道路課

取組内容	担当部署
⑧ 地下鉄8号線の延伸や都心部・臨海地域地下鉄の整備の推進、新たな交通システム導入の検討など、駅や公共施設等の拠点と区内各地域をつなぐ公共交通ネットワークの更なる充実を関係機関と連携して推進します。	地下鉄8号線事業推進課 都市交通輸送計画担当 地域交通課



水素バス



コミュニティサイクル



地下鉄8号線（有楽町線）の延伸（豊洲～住吉）整備概要
出典：江東区ホームページ「地下鉄8号線（有楽町線）の延伸（豊洲～住吉）」

取組方針 1-4

公共施設における脱炭素化

● 施策8 公共施設・区有施設の再エネ導入・省エネ化の推進

区が率先して、ゼロカーボンシティ江東区の実現に向けた CO₂排出量削減に取り組むため、「チーム江東ゼロカーボンアクションプラン（地方公共団体実行計画（事務事業編））」に基づき、区の事務事業における省エネルギー対策や再生可能エネルギーの設備導入、次世代自動車の導入を推進します。また、公共施設の新築・改築にあたっては、ZEB 化を検討するとともに、改修時にはエネルギー性能の向上を図ります。

● 施策9 環境に配慮した電力調達への推進

公共施設や学校における再生可能エネルギー由来の CO₂ 排出係数の小さい電力調達や、区内の清掃工場によるバイオマス発電（ごみ発電）の導入を推進します。また、再エネ電力証書の利用を促進します。

● 施策10 木材利用の推進

「木のまち江東区」として、CO₂ 吸収源となる森林の健全育成に貢献するため、「江東区公共建築物等における木材利用推進方針」に基づき、学校をはじめとする公共施設での積極的な木材利用を推進します。また、他自治体の森林整備・管理を支援し、区の事務事業の CO₂ 排出量と相殺するカーボン・オフセットの仕組みを検討します。

具体的取組

取組内容		担当部署
①	公共施設・区有施設の新築・改築時には、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の計画的な設置を進めます。また、太陽光発電の PPA 事業など民間活力を利用した手法も検討します。	温暖化対策課 企画課 営繕課 学校施設課
②	公共施設・区有施設において、断熱性能の向上や照明の LED 化等、建築物の省エネルギー化を推進し、エネルギー消費量の削減を図ります。また、施設の整備、改築時には ZEB 化の実現を目指します。	温暖化対策課 企画課 営繕課 学校施設課
③	区道に設置している街路灯は、LED 等の高効率な光源に更新します。	施設保全課
④	庁有車への次世代自動車・低公害車の導入を推進するとともに、公共施設における EV 充電設備の設置を拡充します。また、清掃車への FCV 等の導入を推進します。	温暖化対策課 総務課 清掃事務所

取組内容	担当部署
⑤ 区民・事業者にも率先してデコ活に取り組むとともに、「チーム江東ゼロカーボンアクションプラン（地方公共団体実行計画（事務事業編）」）に基づき、区の事務事業における省エネルギー化、脱炭素化を推進します。	全課
⑥ 区有施設において再生可能エネルギー由来のCO ₂ 排出係数の小さい電力の導入を推進します。	全課
⑦ 「グリーン電力証書」由来の電力を活用することによりCO ₂ 排出量を削減します。	全課
⑧ 「江東区公共建築物等における木材利用推進方針」に基づき、学校をはじめとする公共施設での木材利用の促進や木材の多様な活用方法を検討し、木材利用の割合の更なる向上を図ることにより、CO ₂ 吸収源となる森林の健全育成やCO ₂ の木材固定につなげます。	温暖化対策課 企画課 営繕課 学校施設課
⑨ 他自治体の森林整備・管理を支援し、カーボン・オフセットの仕組みを検討します。	温暖化対策課
⑩ 脱炭素社会の実現に向け、森林環境譲与税の更なる活用及び「江東区みどり・温暖化対策基金」等の整理を含めたあり方を検討します。	温暖化対策課 清掃リサイクル課 財政課 管理課



えこっくる江東（太陽光パネルと緑のカーテン）



第二大島中学校（木材利用推進：樹種紹介を兼ねるベンチ）

柱2：循環型社会の実現

施策・取組の方向性



持続可能な循環型社会の実現に向けて、ごみを減らすためには、リフューズ（断る）、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リペア（修理）によりごみの発生を抑制し、リサイクル（再生利用）の一層の推進により資源がごみになることを抑制する5Rを推進することが必要です。ごみを減らすことは、環境への負荷の抑制につながるだけでなく、CO₂をはじめとする温室効果ガスの排出量を減らすことも可能です。

5Rの取組の推進により、ごみの排出量は緩やかな減少傾向にありますが、より一層のごみ減量に向けて、引き続き5Rの取組をさらに充実させ、食品ロス削減、プラスチックの使用削減等により、既存資源の有効活用を推進し、区民・事業者とともに循環経済への移行に取り組めます。

また、分別排出の徹底による資源化の促進、ごみ処理体制を充実させ、廃棄物の適正処理を行います。

ウェルビーイングの視点

プラスチックごみの削減により、海の生きもの等の生態系や水環境の維持・回復をもたらすことができます。食品ロス削減のためのフードドライブは、社会福祉の役割も担っています。また、アップサイクルなどの資源循環に寄与する新たなビジネスや雇用の創出、集団回収による地域コミュニティの活性化等が生み出されます。

柱の目標と管理指標

柱の目標

項目	現状値 令和 5（2023）年度	目標値 令和 12（2030）年度
区民1人当たり1日の資源・ごみの発生量	595 g	571g
区民1人当たりの1日の区収集ごみ量	438 g	400g
燃やすごみに含まれる資源物の割合	20.9%	17.7%
事業系廃棄物の再利用率	72.5%	74.5%

管理指標

項目	現状値 令和 5（2023）年度	目標値 令和 12（2030）年度
ごみを減らす活動に取り組んでいる区民の割合	55.9% （令和 6（2024）年度）	65%※ （令和 11（2029）年度）
家庭用電動式生ごみ処理機購入費助成金交付件数（累計）	191 件	1,800 件

※「江東区長期計画（後期）（令和7年度から令和11年度）」に基づき、令和11（2029）年度を目標としています。令和12（2030）年度以降は、新しい計画に基づき取り組みます。

期待される具体的な行動

区民

- すぐにごみになるものや資源化しにくいものの購入は控えます。
- 店頭でのばら売りや量り売り、詰め替え可能な商品、繰り返し使用可能な容器を用いている商品を利用します。
- 生ごみの水切りなどによるごみの減量化に努めます。
- 修理して使えるものは直してできるだけ長く使います。
- 必要なものを必要なだけ購入し、食材の食べきりや使いきりを実践します。
- 食べきり協力店を利用する等、飲食店で食品の食べ残しがないようにします。
- マイバッグ、マイボトル、マイ箸等を持参し、レジ袋や使い捨てプラスチック製品の使用を控えます。
- フリーマーケットやリユースプラットフォーム等を積極的に活用します。
- 資源化物の集団回収に積極的に協力します。

事業者

- 商品の過剰包装や使い捨てプラスチックの提供は控えます。
- 環境にやさしい製品やリサイクル製品を積極的に使用します。
- 商品のばら売りや量り売りの実施に努めます。
- 調理手法の工夫をはじめ、食材を無駄なく有効活用したメニューを提供するとともに、食品の食べ残しが発生しないよう利用者に呼びかけ、食品ロスの発生抑制に努めます。
- 資源循環に配慮した製品の設計、製造、販売に努めます。
- 資源にできるものは主体的に回収します。
- ごみと資源物は自らの責任で正しく処理をします。

重点事業：燃やすごみに含まれる生ごみの削減

燃やすごみの約3分の1を占める生ごみの減量化を図るため、食品ロス削減として、家庭での余剰食品を回収するフードドライブや生ごみの減量を行う資器材貸与、家庭用電動生ごみ処理機購入費の助成を継続して行っています。また、事業者に対しては、引き続き食べきり協力店の登録にご協力を頂き、生ごみの削減に取り組めます。

◆フードドライブの実施

区民から家庭で消費しきれなかった未利用食品を回収し、フードバンク団体等を通じて食品を必要としている福祉団体や施設などに提供したり、こども食堂への配布会を開催します。区内17か所（清掃リサイクル課窓口、無印良品東京有明、各文化センター、各スポーツセンター等）での常設回収を実施していきます。



◆生ごみ減量資器材貸与、家庭用電動生ごみ処理機購入費助成

家庭から出る生ごみを削減化・堆肥化するための手順を区ホームページで動画で紹介するとともに、必要な資器材の貸与を行います。また、家庭用電動生ごみ処理機を購入する場合には、その費用の一部を助成します。

キエーロ ～貸与資器材～ ☐ 器材本体（木箱）…1個 ☐ 黒土…5袋 特徴 ☐ 堆肥作りを目的としない。 ☐ 生ごみを腐めて処理が可能。 ※設置するスペースが必要。	森のしくみ ～貸与資器材～ ☐ バケツ…2個 ☐ 腐葉土…2袋 ☐ ガーデニングシート…2枚 ☐ カラーゴム…2個 特徴 ☐ 堆肥があまり増えない。 ☐ 堆肥としても利用可能。 ※堆肥を乾燥させる手間がかかる。
段ボールコンポスト ～貸与資器材～ ☐ 段ボール…2個 ☐ ココボート…2袋 ☐ 煙炭…2個 特徴 ☐ 堆肥を作って裏面を垂しめる。 ☐ 少ないスペースで取り組める。 ※雨に濡れない場所が必要。	EM 堆肥化 ～貸与資器材～ ☐ 専用容器…2個 ☐ 発酵促進材…10袋 ☐ 鉢底ネット…2枚 特徴 ☐ 積極的に堆肥を作れる。 ☐ たくさん処理することが可能。 ※二次発酵に利用する土地が必要。

◆「江東区食べきり協力店登録制度」の実施

区内で食品ロス削減に取り組む事業者（飲食店、食品販売店、宿泊業等）を「江東区食べきり協力店」として登録し、その取組を広く周知することにより、食品ロス削減の必要性について意識啓発を図ります。

「江東区食べきり協力店」の取組をより多くの区民に知っていただくために、食べきり協力店のマップを作成し、区ホームページに掲載することで、「江東区食べきり協力店登録制度」の活性化を図ります。



取組方針 2-1

5Rの推進

施策11 ごみの発生抑制の推進

リフューズ、リデュース、リユース、リペアの取組について積極的に情報を発信し、資源循環に配慮した事業活動や環境に配慮した消費行動を促進します。また、食品ロスやプラスチックごみ削減に対する区民や事業者の意識醸成を図り、ごみの発生抑制を推進します。

施策12 リサイクルの推進

資源化できるものを再生利用するための取組を推進します。また、資源物の集団回収等、地域で誰でも参加しやすい資源回収を支援します。

施策13 循環型社会への理解促進

5Rの取組を通して、循環型社会への理解を促し、ごみの減量や資源の再生利用等、持続可能な循環経済への移行を促進します。

コラム

5Rとは？

5Rとは、Refuse（リフューズ）、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Repair（リペア）、Recycle（リサイクル）の頭文字をとった、ごみを減量するための取組です。5Rの中でも、ごみ減量のためには、まずリフューズとリデュースに取り組み、ごみになるものを買ったりもらったりしない、持たないようにすることが重要です。また、ものが壊れてしまった時にはすぐに捨てずに可能な限り修理して使用します。必要なくなったものは捨てる前に他の使い道を考えて使うことも大切です。本区では、不要品を売りたい人・譲りたい人が利用できるサービスを提供する民間事業者と協定を締結しており、それらを活用することもごみ減量の取組の一つとなります。

それでもごみになってしまう場合には、正しく分別して廃棄することが大切です。

5つのR		例えばどんなこと？
Refuse(リフューズ) ごみになるものを断る		・買い物に行くときはエコバッグを持って行こう。 ・使い捨てのはしなどは使わないようにしましょう。 ・必要のない包装は断ろう。
Reduce(リデュース) ごみになるものを減らす		・使い捨ての商品を買わずに、長く使えるお気に入りの物を減らそう。 ・飲食店では、食べきれない量だけ注文しよう。
Reuse(リユース) 使えるものは捨てずに使う		・まだ着られる衣類は、捨てずに長く着用しよう。 ・古いタオルは、ぞうきんとして使おう。
Repair(リペア) 壊れたものは修理して使う		・壊れたものを捨てずに、修理して長く使おう。 ・物を買うときは、修理できる物を選ぼう。
Recycle(リサイクル) もう一度資源として生かす		・資源は、きちんと分別して資源の日に出そう。 ・物を買うときは、リサイクル可能な商品を選ぼう。



リユースの協定事業者

出典：江東区一般廃棄物処理基本計画（児童・生徒向け概要版）

具体的取組

	取組内容	担当部署
①	区報、区ホームページ、SNS等を活用するとともに、イベントや講座、環境学習情報館（えこっくる江東）を拠点とした環境学習を通じて、5Rの推進について普及啓発を推進します。	清掃リサイクル課 温暖化対策課
②	「チーム江東ゼロカーボンアクションプラン（地方公共団体実行計画（事務事業編）」）に基づき、区役所も区内の一事業者として、率先して5Rを推進し、資源循環に努めます。	全課
③	事業者との協定の締結により区民・事業者のリユース（再使用）の取組を促進します。	清掃事務所
④	区民・区内飲食店等と連携し、食品ロス削減の取組を進めるとともに、区民への周知等、情報を発信します。	清掃リサイクル課
⑤	使い捨てプラスチック製品の利用削減に取り組むなど、プラスチックを使わない新しいライフスタイルの周知啓発を行います。	清掃リサイクル課
⑥	古着・古布、使用済み小型家電等の拠点回収や、資源物の集団回収への参加拡大に向けた支援を実施し、再資源化を推進します。	清掃リサイクル課 清掃事務所
⑦	公園等の樹木から出る剪定枝や落ち葉を堆肥やチップ等に利活用し、ごみの減量化を図ります。	施設保全課
⑧	事業者に対する立ち入り調査を実施し、指導及び助言を行うことで、事業系廃棄物の再利用を推進します。	清掃事務所 清掃リサイクル課
⑨	資源循環に配慮した商品の選択やごみ分別の徹底等、循環経済の取組について周知啓発を行います。	温暖化対策課 清掃リサイクル課

コラム

プラスチックの資源循環

令和4（2022）年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、本区では令和5（2023）年10月より、「燃やすごみ」として排出されていた「製品プラスチック」（100%プラスチック素材のもの）を資源として新たに回収を始めました。

燃やすごみの減量・ごみ焼却時のCO₂排出量を削減し、「ゼロカーボンシティ江東区」の実現を目指しています。



※ 再利用と再生利用の表記については、一般的な用語としては「再生利用」と表記し、「江東区清掃リサイクル条例」及び「江東区事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱」に基づく指標名や具体的取組については、条例等に基づき「再利用」と表記しています。

取組方針 2-2

ごみの適正処理の推進

施策14 分別の徹底

燃やすごみに含まれる資源物を徹底して削減するため、ごみの分け方や出し方について必要な情報をわかりやすく区民・事業者提供し、分別排出の徹底を図ります。

施策15 廃棄物の適正処理の推進

高齢者世帯の増加など、将来のごみを取り巻く環境の変化に対応するとともに、環境と安全に配慮した収集・運搬を推進します。

具体的取組

	取組内容	担当部署
①	資源・ごみの分け方・出し方パンフレットをはじめ、外国語版パンフレットや ICT を活用した江東区家庭ごみチャットボット、江東区資源・ごみ分別アプリの活用、講習会等により、適正な分別の徹底を図ります。	清掃リサイクル課 清掃事務所
②	資源として回収する品目の拡大を図り、最終処分場の延命化に取り組めます。	清掃リサイクル課
③	有害性や危険性のある廃棄物について、法令に基づき、安全・適正な処理がなされるよう、分別・排出ルール徹底・指導を行います。	清掃リサイクル課 清掃事務所
④	職員が玄関先等に収集に伺い、必要に応じて安否確認を行うごみ出しサポート事業を実施し、高齢者や障害者のごみ出しへの支援を継続するとともに、ごみ出しサポート事業における収集体制の見直しについても検討します。	清掃事務所

コラム

リチウムイオン電池の適正処理

近年、リチウムイオン電池に起因した処理施設や車両火災事故が多発しています。リチウムイオン電池は、携帯電話やノートパソコン用のバッテリーパック、携帯充電器などのモバイルバッテリー等に使われているもので、区内の集積所では、「燃やさないごみ」として出すことになっています。リチウムイオン電池を捨てる時には他のごみに混入させないよう、区報等で周知していきます。



コラム

江東区とごみ戦争

本区では、江戸時代の1655年に永代浦（現在の富岡八幡宮のあたり）において、最初のごみの埋立が始まりました。高度経済成長期に急速に増えたごみは、夢の島に運び込まれ、住民は悪臭、ハエの大量発生、1日5,000台のごみ運搬車による交通渋滞、事故など、ごみ公害によって大きな被害を受けるようになりましたが、各区の清掃工場建設は進展しない状況が続きました。これを受けて東京都知事は、徹底的にごみ対策を進めるとして「ごみ戦争」を宣言しました。一方、本区は東京都や22区に対して、ごみは発生地域で処理する「自区内処理の原則」と、ごみ処理負担を23区で公平にする「迷惑負担公平の原則」を求めました。これらの行動が、その後の東京のごみ問題解決への礎となりました。



「ごみ戦争」当時の写真

現在、本区は23区唯一の最終処分場を抱え、また、日本最大規模の新江東清掃工場と有明清掃工場を有し、23区内で発生する可燃ごみの約2割を焼却処理しています。

区内の全ての区立小・中学校と義務教育学校では、区内の清掃工場でごみを燃やす時の廃熱を利用して発電する「ごみ発電」による電気を使用しています。こどもたちは、ごみの学習とあわせて、ごみ発電による電力の地産地消についても学習を行っています。



出典：環境学習資料 江東区と「ごみ」の関わりを学ぼう～「電力の地産地消」と「ごみ戦争」～

柱3：自然共生社会の実現

施策・取組の方向性



本区は、河川や運河、干潟などの豊かな水辺環境を有し、公園、街路樹等により多くの緑地が存在しています。都市にありながらこのようなみどり豊かな地域特性を活かし、みどりの中の都市（CITY IN THE GREEN）の実現に向けてまちづくりを推進してきました。

引き続き公園・街路樹などの緑地や水辺の整備をさらに充実させるとともに、生物多様性の保全に向けた更なる取組の充実を図っていきます。また、区民・事業者・区が連携した取組により豊かで親しみのある水辺と一体となったみどり豊かな、自然と共生する社会を目指します。

ウェルビーイングの視点

水辺と一体となったみどり、そこに生息・生育する生きものなどの自然資本を維持・管理・充実させることで、地域の価値や魅力の向上を実現するとともに、自然とのふれあいによるリラックス効果やリフレッシュ効果が期待されます。公園は地域住民の交流の場としても活用でき、地域コミュニティの活性化等につながります。

柱の目標と管理指標

柱の目標

項目	現状値 令和5（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
緑被率	21.01% （令和4（2022）年度）	22% ^{※1} （令和11（2029）年度）
公園面積	515.1ha	550ha ^{※2} （令和11（2029）年度）
公共施設の緑化済み面積割合	29.5% （令和6（2024）年度）	31.5% ^{※2} （令和11（2029）年度）

※1 「江東区みどりの基本計画（後期）（令和7年度から令和11年度）」に基づき、令和11（2029）年度を目標としています。令和12（2030）年度以降は、新しい計画に基づき取り組みます。

※2 「江東区長期計画（後期）（令和7年度から令和11年度）」に基づき、令和11（2029）年度を目標としています。令和12（2030）年度以降は、新しい計画に基づき取り組みます。

管理指標

項目	現状値 令和 5（2023）年度	目標値 令和 12（2030）年度
水辺・潮風の散歩道整備率	61.17%	65.11% ^{※1} (令和 11（2029）年度)
ポケットエコスペース設置数	52 箇所	— ^{※2}
みどりのボランティア数	1,638 人	— ^{※2}
区立公園の改修	7 園	12 園 ^{※1} (令和 11（2029）年度)

※1 「江東区長期計画（後期）（令和7年度から令和11年度）」に基づき、令和11（2029）年度を目標としています。令和12（2030）年度以降は、新しい計画に基づき取り組みます。

※2 ポケットエコスペース設置数及びみどりのボランティア数は毎年度の実績管理項目とします。

期待される具体的な行動

区民

- 区や事業者と協力し、緑地や水辺、ポケットエコスペース等の保全活動や、多様な生きものが生息・生育・繁殖できるみどりの再生・創出に取り組みます。
- 地域の身近な自然環境や生きものに関心を持ち、生物多様性への理解を深めます。
- 地域の生態系に影響を与える外来種について正しく理解します。
- 自然を大切にし、自然観察会等に積極的に参加します。
- 地域の公園等の維持管理活動に積極的に参加し、気持ちよく利用できるようにします。
- 接道部や角地等の空間を利用した植栽や生垣などの身近なみどりの創出と適切な維持管理を進めます。
- 自宅の庭、ベランダ、屋上等で植物を育てるなど、まちなかのみどりを増やします。

事業者

- 区や区民と協力し、緑地や水辺、ポケットエコスペース等の保全活動や、多様な生きものが生息・生育・繁殖できるみどりの再生・創出に取り組みます。
- 生きものの生息・生育状況等の調査や情報提供に協力します。
- 自然を大切にし、みどりの保全・再生活動や自然観察会等に協力します。
- 地域の公園等の維持管理活動に積極的に参加し、気持ちよく利用できるようにします。
- 接道部や角地等の空間を利用した植栽や生垣などの身近なみどりの創出と適切な維持管理を進めます。
- 事業所内で植物を育てるなど、まちなかのみどりを増やします。

区 の 取 組

Pickup

重点事業：CITY IN THE GREEN～「みどりの中の都市」をイメージした緑化推進事業～

本区では、豊かで親しみのあるみどりの空間が整備され、区民・事業者・区の連携、協働により、うるおいあふれる魅力あるまち、みどりの中の都市（CITY IN THE GREEN）の実現に向けて、公共施設等の緑化やみどりに関する取組を推進します。

◆地域特性を反映した植樹による緑化の推進

- ・地域の歴史的背景や特性に応じた樹種を公園等に植栽することで、魅力ある地域づくりを目指します。



地域特性緑化（牡丹）

◆シンボルツリー整備による緑化の推進 （駅前広場、公園内）

- ・まちの顔となるシンボルツリー等を整備します。



シンボルツリー（新木場）

◆KOTO みどりの庭プロジェクト （ナチュラリスティックガーデン）

- ・区立施設や公園に宿根草をベースとしたガーデンを整備し、にぎわいの創出やまちの景観向上を図るとともに、講座の開催により地域で育む緑化の取組を進めます。



ガーデンのイメージ

Pickup

重点事業：生物多様性地域戦略の策定

本区は南に東京湾、西に隅田川、東に荒川、まちなかを縦横に走る河川や運河に囲まれ、東京でも例のない水辺に恵まれた地理的・地形的特徴を持っています。

これまで水辺に恵まれた地域特性を活かして公園や散歩道の整備・ポケットエコスペースの設置など、多彩な緑地が連なるようにみどりを整備し、多様な生きものが生息・生育できるエコロジカルネットワークを形成し、生物の生育・生息空間の確保を行ってきましたが、将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けることのできる自然共生社会を区民・事業者・区が協働して実現するために「（仮称）江東区生物多様性地域戦略」を策定します。

● 施策16 生きものの生息・生育空間の保全

水辺や緑地等の整備や、区内各所にあるポケットエコスペースなどにより、区内の生物多様性を支える水辺を活かしたみどりのネットワークづくりを推進し、生きものの生息・生育空間を保全します。また、関連機関と連携し、区内で確認された特定外来生物による人や生態系への被害防止に努めます。

● 施策17 生物多様性の保全に向けた普及啓発

自然観察会や環境教室等のイベント、講座等を開催し、区民が生きものとふれあえる機会と場を提供し、生物多様性に関する理解促進や普及啓発を行います。

具体的取組

	取組内容	担当部署
①	水辺や緑地等の整備によりエコロジカルネットワークを形成し、生きものの生息・生育空間の確保を図ります。	管理課 河川公園課 施設保全課
②	学校や地域等と連携を図りながら、ポケットエコスペースの保全を進めます。	施設保全課 学校施設課
③	生物多様性保全のために、生きもの及び生息・生育環境を守り、育て、活かす人材を育成し、リーダーとして地域の取組への参画を呼びかけます。	温暖化対策課 施設保全課
④	特定外来生物による被害状況の把握に努め、情報提供を行うとともに、関連機関と連携し対策の実施に努めます。	環境保全課
⑤	区民・児童生徒・NPO等の参加を得て、自然環境の現況調査や生息する生物の実態調査を継続して行い、調査データを収集・整理し、情報発信して保全活動に活用します。	温暖化対策課 管理課
⑥	生態系を保全し、そこからもたらされる恵みを次世代に受け継いでいくための取組を総合的かつ計画的に推進するため、生物多様性地域戦略を策定します。	管理課
⑦	自然観察会の開催などを通して、区民等が自然にふれあえる機会を作ります。	温暖化対策課
⑧	生物多様性の重要性について普及啓発に努めるとともに、実施者（区民や事業者）の取組意欲を高める仕組みづくりを検討します。	温暖化対策課 管理課
⑨	森林環境譲与税を活用し、他自治体の森林で植樹等を行う森林体験ツアーの実施を検討します。	温暖化対策課

取組方針 3-2

みどりの創出と保全

● 施策18 公園の整備・維持管理

公園にグリーンインフラを活用した整備・維持管理を着実に推進するとともに、区民が自然とふれあえる場の創出に努めます。

● 施策19 身近なみどりの創出

みどりの中の都市（CITY IN THE GREEN）の実現に向けて、公共施設の緑化や開発事業等に伴う緑化指導、区民・事業者による緑化活動を促進することで、身近なみどりの空間を保全・創出していきます。

■ 具体的取組

	取組内容	担当部署
①	地域の特性や区民ニーズを反映しながら、コミュニティ醸成につながる公園等の整備・改修を計画的に行い、区民に親しまれ誰もが安心して利用できる魅力ある公園づくりを行います。	河川公園課 施設保全課
②	公共施設の新築・改築時には屋上・壁面緑化等の計画的な設置を進めます。また、景観や周辺環境に配慮したみどりの維持管理・充実を図ります。	管理課 道路課 河川公園課 施設保全課 営繕課 学校施設課 企画課
③	区民や事業者の地上部、建築物上等、敷地内の緑化を促進します。	管理課
④	区民農園の設置や区民が農体験できる新たな機会の創出を検討します。	管理課 河川公園課 施設保全課
⑤	一定規模の開発行為においては、事業者に対して法に基づき整備された公園・緑地等の提供を求めます。	都市計画課 河川公園課
⑥	マンションのベランダ緑化や公園や緑道での花づくりの活動を活性化することで、みどりを育む機運を高め、みどりを通したコミュニティづくりを推進します。	管理課
⑦	街路樹を活かした快適な街を形成するため、歩道幅員等に応じた適切な維持管理を行い、道路における緑化を推進します。	道路課 施設保全課

取組方針 3-3

水辺に親しめる環境づくり

● 施策20 水辺の保全と活用

河川や運河等の身近な水辺にグリーンインフラを活用した整備・維持管理を推進し、区民が親しみを感じられるような水辺を活かした空間づくりを推進します。

● 施策21 みどりのネットワークの形成

本区ならではの豊かな水辺を活かして、水辺と一体となった緑化空間を形成することにより、水辺の魅力づくりや「風の道」の形成、みどりのネットワークの充実など、区民や事業者との協働により、みどり豊かなまち並みの形成を推進します。

具体的取組

	取組内容	担当部署
①	水辺と一体となったみどりを活かしたまちづくりに向けて、水辺・潮風の散歩道の整備等を進め、みどりに親しめる環境づくりを推進します。	河川公園課 施設保全課
②	運河等の水域利用とその周辺におけるまちづくりが一体となって、地域のにぎわいや魅力の創出を目的とした運河ルネサンスの活動を支援します。	まちづくり推進課

コラム

ブルーカーボンに関する取組

植物は、光合成によって大気中のCO₂を吸収し、炭素を隔離します。森林や公園の緑等、陸上の植物が隔離する炭素のことを「グリーンカーボン」といい、これに対し、海草（アマモ等）や海藻、植物プランクトンなど、海の生物の作用で海中に取り込まれる炭素のことを「ブルーカーボン」と呼びます。

令和6（2024）年4月に国連に提出したパリ協定の規定に基づく日本の温室効果ガス排出量・吸収量の報告から、海草・海藻藻場の吸収量を算定に含めることになり、2050年カーボンニュートラルに向けて、ブルーカーボンの機能を持つ生態系の保全・再生の重要性が高まっています。

国土交通省や港湾管理者等の関係省庁、地方自治体で組織された東京湾再生推進会議では、東京湾においてNPOや一般市民、企業等の多様な主体と協働でアマモ場再生に取り組む「東京湾 UMI プロジェクト」が進められています。

国や東京都等はゼロカーボン、循環経済、自然再興に向けた重要な取組としてブルーカーボンに関する取組を推進していくこととしています。



【アマモの育成状況】

出典：国土交通省ホームページ（<https://www.mlit.go.jp/kowan/content/001603218.pdf>）
東京湾再生のための行動計画（第三期）概要（令和5年3月東京湾再生推進会議）

柱4：安全・安心・快適な生活環境の確保

施策・取組の方向性



区民が健康で快適に生活できる環境を確保するため、引き続き、環境基準の達成及び区民の環境に対する満足度向上に向けた取組を実施します。

区民・事業者・区が連携し、ごみやたばこのポイ捨て防止など、まちの美化に取り組むとともに、区固有の歴史的・文化的な資源を活かしたまち並みの形成、豊かな水辺と緑を活かしたまち並みの形成に向け、景観計画等に基づき建築行為等における景観への取組を実施します。

また、気候変動の影響により発生する集中豪雨や台風などの風水害をはじめ、熱中症等の被害を回避・軽減するだけでなく、被害に備えた、健康で快適な暮らしを維持する取組を推進します。

ウェルビーイングの視点

大気、水、土壌等が健全な状態にあることは、健康で安全、快適な生活を送るために重要です。また、まちの美観や美化が進めば、区民生活の快適性が保たれると同時に、地域の価値や魅力向上につながります。気候変動への適応は、安全・安心の確保だけでなく、自然災害による経済損失の回避にもつながります。

柱の目標と管理指標

柱の目標

項目	現状値 令和5（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
大気環境基準達成率（二酸化窒素および浮遊粒子状物質）	83%	100%
区内河川および海域の水質に関する環境基準適合割合（BODおよびCOD）	95%	100%
江東区のまち並みが美しいと思う区民の割合	56.3%	60% [※] （令和11（2029）年度）

※「江東区長期計画（後期）（令和7年度から令和11年度）」に基づき、令和11（2029）年度を目標としています。令和12（2030）年度以降は、新しい計画に基づき取り組みます。

管理指標

項目	現状値 令和 5（2023）年度	目標値 令和 12（2030）年度
透水性舗装面積（累計）	97,366m ²	—※
雨水流出抑制対策量	13,944m ³	—※
アダプトプログラム登録団体数	251 団体	365 団体

※透水性舗装面積及び雨水流出抑制対策量は毎年度の実績管理項目とします。

期待される具体的な行動

区民

- 大気や水質等に関する情報を収集し、環境問題に対する理解を深めます。
- エコドライブに努め、騒音や振動の防止、自動車排出ガスの低減に取り組みます。
- 日常生活の中で騒音や振動等について近隣への配慮を心がけます。
- 洗剤は適正な量を使う、有害化学物質の発生が懸念される製品の購入や使用を控える等、環境への負荷を低減する行動を心がけ、環境問題に対する理解を深めます。
- ごみやたばこのポイ捨て・歩きたばこをしないなど、ルールやマナーを守り、まちの美化に努めます。
- 自転車は交通ルールを守り、自転車駐車場など定められた場所に駐車します。
- 建築物を新築・改修する場合は、周辺の景観に配慮します。
- 敷地内に雨水浸透枡、雨水タンク等を設置し、雨水の地下浸透や雨水利用に努めます。
- ハザードマップを確認し、災害時に適切な避難行動がとれるように備えます。
- こまめな水分補給やクーリングシェルの活用等、熱中症の予防に努めます。

事業者

- 事業活動から生じる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の防止に努め、関係法令を遵守します。
- 事業所やその周辺の清掃、まちの美化活動に積極的に参加します。
- 来訪者の自転車・自動車が通行の妨げにならないように十分なスペースを確保するとともに、定められた場所に駐車します。
- 建築物を新築・改修する場合は、周辺の景観に配慮します。
- 敷地内への雨水浸透枡や雨水タンク等の設置、透水性舗装の採用により、雨水の地下浸透や雨水利用に努めます。
- ハザードマップを確認し、災害時に適切な避難行動がとれるように備えます。
- 災害時の避難場所や物資を備えます。
- こまめな水分補給や適度な休憩等により、熱中症の予防に努めます。
- 多くの人が利用できる場所ではミスト設備の設置等涼しさを感じられる対策の実施や、暑さ対策の休憩場所として開放するなど、熱中症対策に協力します。

区 の 取 組

Pickup

重点事業：まちの美化の推進

◆江東区アダプトプログラム

「アダプト」とは、「養子にする」という英語で、「江東区アダプトプログラム」は、区民等で組織された団体が区道、区立公園等の一定の地域を養子に見立て、我が子を想うような愛情を持って定期的に清掃するボランティア活動を区が支援する制度です。愛称は「こうとうまち美化応援隊」です。

活動頻度に応じて以下の3種類のプログラムがあります。

- ・わがまち江東きれいに活動・・・週1回程度
- ・わがまち江東・月いちアダプト・・・月1回程度
- ・わがまち江東・私もアダプト・・・年数回程度

区は、参加する団体に対して、清掃用具の貸与、ごみ袋の提供の支援、区ホームページにおいて活動団体の紹介といった支援を行っています。今後さらにこうとうまち美化応援隊の取組を推進していきます。



◆みんなでまちをきれいにするポスターコンクール

区立小・中学校の児童・生徒を対象に「まちの美化」をテーマとするポスターコンクールを開催し、応募作品の中から区長賞、入賞、佳作を選び表彰します。区長賞の作品は、一斉清掃のポスター等として活用し、区の広報掲示板や主要駅等に掲出します。また、区長賞及び入賞・佳作作品は、豊洲シビックセンター、総合区民センター、江東区文化センター、図書館等に展示し、区民の美化意識向上を図っています。

<令和6年度区長賞作品>



小学生低学年の部



小学生高学年の部



中学生の部

● 施策22 良好な生活環境の確保

大気、水質、土壌等の汚染がない良好な生活環境を確保するため、法令等に基づく事業所・工場等への指導、立ち入り検査の実施等、環境基準の達成及び区民の良好な生活環境を確保するための取組を実施します。

● 施策23 監視・測定の実施

大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類等、区内の環境状態の監視・測定を実施します。

■ 具体的取組

	取組内容	担当部署
①	良好な生活環境を確保するため、事業所・工場等に対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導するとともに、継続的な監視や適切な助言を行います。	環境保全課
②	水質汚濁の防止のため、モニタリングの実施による長期的な傾向を把握し、結果について、分かりやすい情報発信に努めるとともに、環境基準の達成に向けて、区民や事業者に対する改善への取組を働きかけます。	環境保全課
③	日常生活に影響を与える都市特有の公害問題への対応と環境配慮への理解を高めるための啓発等を行います。	環境保全課
④	国・東京都・上流域の自治体と連携した流域対策等による水循環の保全を図り、荒川、隅田川等の河川や東京湾の浄化対策を推進します。	河川公園課 施設保全課 環境保全課
⑤	歩道の透水性舗装の整備をはじめ、雨水浸透枳、雨水タンク等の雨水貯留浸透施設の設置促進による水循環の保全と雨水の有効利用に努めます。	道路課 河川公園課
⑥	下水道の越流水対策を、事業主体である東京都に求めています。	道路課
⑦	大気、水質、道路交通騒音、有害化学物質等の継続的な監視・測定を行い、測定結果を公表します。	環境保全課

取組方針 4-2

清潔で快適な環境づくり

● 施策24 まちの美化の推進

ごみやたばこのポイ捨て防止、放置自転車防止等、環境美化に対するマナー向上の普及啓発を実施するとともに、区民・事業者と協働し、まちの美化を推進します。

● 施策25 魅力ある景観の形成

歴史的・文化的な景観資源、豊かな水辺と緑などの景観資源を活かした魅力ある景観の形成を推進します。

具体的取組

	取組内容	担当部署
①	「江東区みんなでまちをきれいにする条例」に基づき、区民・事業者と協働し、まちの美化に取り組みます。	環境保全課
②	喫煙ルールの徹底やマナーの向上に向け、路面標示シートの設置・パトロール指導員による駅前巡回のほか、区民・事業者と連携した駅前キャンペーン等の意識啓発活動の実施などにより、快適な生活環境の確保に努めます。	環境保全課
③	自転車駐車場の整備と放置自転車の撤去に取り組み、事業者等と連携を図り、放置自転車防止に関するPR活動や駅周辺に設置された放置禁止区域の告知看板の維持・管理等の啓発事業を推進します。	地域交通課
④	「江東区景観計画」に基づき、魅力ある景観の形成と良好なまち並みの創出を推進します。	都市計画課



みんなでまちをきれいにする条例推進委員清掃活動



区民まつりでの啓発活動

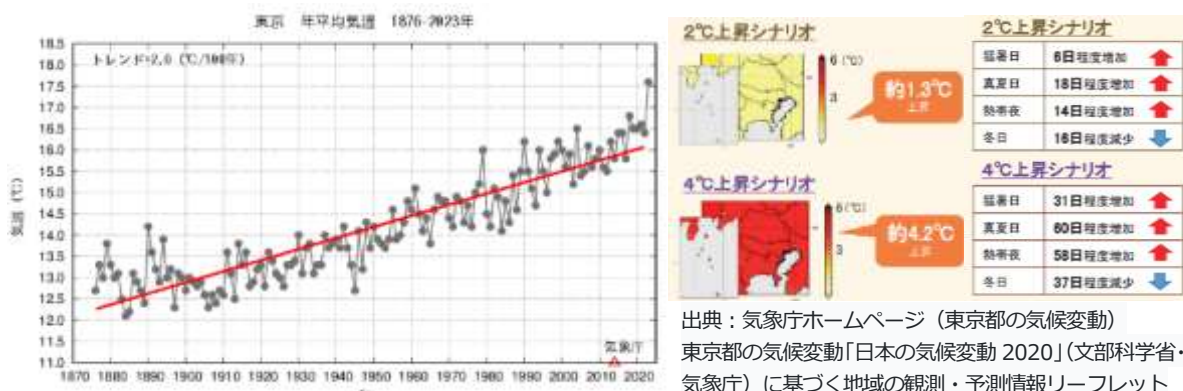
区の気候変動の影響

東京管区気象台（千代田区）の気温は100年あたり約2.6℃上昇しています。

「日本の気候変動2020」（文部科学省・気象庁）を基にした将来予測においては、東京都の年平均気温は「4℃上昇シナリオ※1」では約4.2℃上昇しますが、「2℃上昇シナリオ※2」でも約1.3℃上昇すると予測されています。また、「4℃上昇シナリオ」では、東京周辺の沿岸域の年平均海面水位は、21世紀末には0.70m上昇すると推定されています。

このような気候変動により、自然災害のリスクが高くなったり、私たちの生活や健康に様々な影響が及ぼされることが予測されています。

東京管区気象台（千代田区）の気温の変化と将来予測



出典：気候変動適応プラットフォーム（A-PLAT）

（気象庁作成、https://adaptation-platform.nies.go.jp/map/Tokyo/index_past.html）

※1 4℃上昇シナリオ：21世紀末の世界平均気温が工業化以前と比べて約4℃上昇する追加的な緩和策を取らなかった世界。

※2 2℃上昇シナリオ：21世紀末の世界平均気温が工業化以前と比べて約2℃上昇するパリ協定の2℃目標が達成された世界。

気候変動により予測される主な影響

自然災害	【洪水・内水氾濫】 - 豪雨の増加、海面水位の上昇、台風の強大化等により、浸水被害の甚大化や頻発化が想定される。 - 河川や海岸等の近くの低平地等では、河川水位が上昇する頻度の増加や海面水位の上昇により、下水道等から雨水を排水しづらくなることなどによる内水氾濫の可能性が増え、浸水時間の長期化や浸水範囲の拡大を招くと想定される。 【高潮・高波】 - 海面水位の上昇及び台風の強大化や経路変化により日本に影響を及ぼす高潮の規模が増大することで、高潮による浸水のリスクが高まる。 - 台風の強度の増加等による太平洋沿岸地域における高波のリスク増大の可能性、波高や高潮偏差の増大による港湾及び漁港防波堤等への被害等が予測される。
健康	【暑熱】 - 気温上昇により熱ストレスが増加し、将来的に熱中症患者が増加することが見込まれており、特に高齢者の熱中症リスクが増加することが予測される。 【温暖化と大気汚染の複合影響】 - 気温上昇による生成反応の促進等により、様々な汚染物質の濃度が変化していることが報告されており、微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダント濃度上昇に伴う健康被害が増加するおそれがある。
水資源・水環境	【水環境】 大雨・短時間強雨の増加で土砂の流出量が増加し、濁度の上昇をもたらす可能性があるほか、水温の上昇による溶存酸素量の低下、微生物による有機物分解反応の促進、藻類の増加等も予測される。
自然環境	【生物季節】 ソメイヨシノの開花日の早期化など、様々な種への影響が予測されている。

参考：東京都気候変動適応計画

取組方針 4-3

気候変動の影響への適応

● 施策26 自然災害対策の推進

豪雨の増加や台風の大型化等による浸水、河川の氾濫等の災害への防災対策を推進します。また、江東区水害ハザードマップの周知を図り、区民の防災意識の向上を促進します。

● 施策27 健康被害対策の推進

地球温暖化の進行やヒートアイランド現象等の影響により、熱中症の発症リスクが高まっていることから、区民へ向けて予防に関する情報提供、普及啓発を行うほか、気候変動適応法改正に伴い運用開始となった熱中症特別警戒アラートやクーリングシェルの周知広報活動を進めていきます。

● 施策28 区民生活への影響対策

災害発生時における区民生活への影響を最小限に抑えるため、関係機関と連携し、各種ライフラインや交通網の強靱性の確保や復旧に向けた体制の整備を進めます。

具体的取組

	取組内容	担当部署
①	家庭・事業所・地域団体等へ太陽光発電や蓄電池、コージェネレーションシステム、EV、FCV等の購入費用助成制度や、災害時の有用性について周知・啓発を図ります。	温暖化対策課 防災課
②	大規模な開発に際しては東京都等と連携し街区・地区単位でエネルギーを融通し合う面的利用やコージェネレーションシステム等による熱や電気の相互利用など、自立分散型のエネルギーシステムの導入を推進します。	温暖化対策課 都市計画課
③	防災拠点となる公共施設においては、再生可能エネルギー、電気自動車等を活用した災害に強い自立分散型エネルギーシステムの構築を目指します。	温暖化対策課 企画課 営繕課 学校施設課 防災課
④	予測困難な集中豪雨による下水道への負担を低減し、都市型水害を抑制するため、歩道の透水性舗装の整備、公共施設や民間施設建設時に雨水流出抑制施設の設置、雨水貯留・浸透機能を有するグリーンインフラの活用を推進します。	温暖化対策課 道路課 河川公園課 都市計画課
⑤	「江東区浸水対応型まちづくりビジョン」に基づき、浸水対応型建築物を整備し、それらを面的につなぐ「浸水対応型まちづくり」を推進します。	都市計画課

	取組内容	担当部署
⑥	公園・児童遊園の改修時には、震災時の避難スペースや活動拠点としての役割が発揮できるよう防災機能の強化を進めるとともに、集中豪雨等に対する浸透施設や貯留施設の整備を進めます。	河川公園課
⑦	道路の無電柱化を進め、都市防災機能の強化を図ります。	道路課
⑧	国や東京都の動向を踏まえつつ、区としても気候変動の影響を把握していくとともに、区民・事業者に対する適切な情報発信を図ります。	温暖化対策課
⑨	災害リスク軽減のため江東区水害ハザードマップやマイタイムラインを活用し、区民・事業者への水害時の対応について普及啓発を進めます。	防災課 河川公園課
⑩	豪雨や大型低気圧接近における水害時を想定した一時避難施設の確保のため、民間企業及び各種団体等との協力協定締結を推進します。	防災課
⑪	歩道の透水性舗装の整備、緑化の推進や緑陰の形成、ミスト設備の設置や打ち水などのイベントを通じて、ヒートアイランド対策を推進します。	温暖化対策課 管理課 道路課 河川公園課
⑫	気温上昇に伴う熱中症対策として、各種広報媒体等を用いた情報発信を迅速に行い、関係機関を通じて、周知等の強化を図ります。	危機管理課 温暖化対策課
⑬	熱中症対策の一環として、過去に例のない危険な暑さが予想される熱中症特別警戒アラートが発表された際、避難施設として利用できる区内の公共施設等をクーリングシェルターに指定します。	危機管理課
⑭	東京都と連携し、燃料電池バスを非常時・災害時における非常用電源として活用します。	防災課
⑮	自然災害による被害に備え、東京都をはじめ、東京二十三区清掃一部事務組合、他区等と連携し、災害廃棄物対策を検討します。	清掃リサイクル課

柱5：環境教育及び環境パートナーシップの充実

施策・取組の方向性



地球温暖化をはじめとする今日の環境問題は、国際的かつ広域的な対策のみならず、環境に対する負荷を軽減し、持続可能な社会を構築するため、ライフスタイルや事業活動を見直し、行動変容を促すなど、区民・事業者・区がそれぞれの役割を自主的・積極的に果たしていくことが望まれます。

環境に関する情報をきめ細かに提供し、区民一人ひとりが環境問題について学び、考え、環境にやさしい行動を積極的に実践する意識の向上や、体験活動を通じた学びや ICT の活用など環境教育の推進を図ります。

また、未来を担うこどもたちへの環境教育・学習を推進し、環境活動を推進する人材の育成を推進するとともに、エコ意識の向上を図ることによって、多様な主体が一体となった環境パートナーシップの構築を推進していきます。

ウェルビーイングの視点

家庭・学校・職場・地域等のあらゆる場面において、生涯学習の一つの機会として環境について学び、環境意識の醸成を促すことで、地域の環境を改善し、健康で豊かな暮らしを実現することにつながります。また、学んだことを活かし、環境活動を実践することにより、地域コミュニティとのつながりが生まれ、地域の活性化や地域の課題解決能力を高めていくことができます。

柱の目標と管理指標

柱の目標

項目	現状値 令和 5（2023）年度	目標値 令和 12（2030）年度
環境に配慮した行動に取り組む区民の割合	67.9%	77%

管理指標

項目	現状値 令和 5（2023）年度	目標値 令和 12（2030）年度
環境学習講座・啓発イベント実施件数	282 件	311 件
環境学習講座・啓発イベント・団体見学参加者数	18,392 人	38,450 人
カーボンマイナスアクション参加者数（累計）	93,267 人	155,500 人
エコリーダー養成講座修了者数	448 人	610 人

期待される具体的な行動

区民

- 環境に関する書籍や新聞記事をはじめ、国・東京都・区が発信する環境情報等入手し、環境に関する理解を深めます。
- えこっくる江東や水素情報館「東京スイソミル」等の環境学習施設の利用や、環境学習講座や環境イベントへ積極的に参加し、そこで得たことを日常生活での環境に配慮した行動に活かします。
- 食品ロス削減や環境への取組を積極的に行う店や事業者を利用するよう心がけます。
- 自らの知識や経験、技術を活かして、地域の環境活動に積極的に参加します。
- デコ活アクションを参考に、環境に配慮したライフスタイルを実践します。

事業者

- 環境に関する制度等の情報を入手し、事業活動に活用します。
- 各主体と連携し、環境に関する情報の収集・整理・提供・共有を行います。
- 従業員（社員、職員等）を対象とした環境研修を実施し、意識の向上に努めます。
- 環境教育・環境学習やイベントへの支援や環境への積極的な取組により、地域の環境活動に参加します。
- 自社の環境への配慮に関する取組や情報を積極的に発信します。
- 施設見学等の環境教育・環境学習の機会を提供します。
- デコ活アクションを参考に、環境に配慮したビジネススタイルを実践します。

区 の 取 組

Pickup

重点事業：「ゼロカーボンシティ江東区」実現に向けた行動変容

◆カーボンマイナスアクション

本区では、家庭での CO₂排出量削減対策として、平成20（2008）年度から「カーボンマイナスこどもアクション」を実施しています。全区立小学校（義務教育学校を含む）の5・6年生児童が環境月間（6月）の1か月間に「環境に配慮した行動」を CO₂削減効果に換算できるシートへ保護者と一緒に記録することで、生活の中で取り組むことができる CO₂削減を実感してもらう取組です。

今後は、より自発的に学ぶことができ、児童以外の区民も参加しやすい環境を整えるため、取組媒体を Web に展開することを予定しており、「環境に配慮した行動」の促進と、家庭での CO₂排出量削減を図ります。



出典：環境学習資料 「カーボンマイナスこどもアクション」デジタル教材・記録シート

◆江東区環境検定

本区では、令和4（2022）年度から「ゼロカーボンシティ江東区」の実現に向け、区民の方々が環境について楽しみながら学び、自分事として考え、行動する力をつけるため、中学生を主な対象とした区独自の「江東区環境検定」を実施しています。

引き続き、環境検定を実施するとともに受検期間の延長等を実施し、受検者の裾野を広げ、環境についての理解を深める機会の拡大を図ります。



出典：江東区環境検定公式 HP

◆（仮称）森林再生プロジェクト

森林環境譲与税を活用し、連携自治体の森林において植樹等、森林を再生することの体験を通して、森林の整備や保全及び木材利用推進に関する区民の意識醸成と行動変容につなげます。

区民が参加する森林体験ツアーを開催し、森林での苗木の植樹体験や木工教室、周辺自然林の散策等、様々な自然とのふれあいの機会を提供します。

● 施策29 区民・事業者が行う自主的な環境配慮行動への支援

環境に配慮した行動の実践とライフスタイルの定着に向けて、区民・事業者の自主的な活動に対する支援を行います。

● 施策30 環境情報の集積・共有化

区報や区ホームページ・SNS 等の様々な媒体を活用しながら、環境に関する情報発信を行うとともに、区内で環境活動を行う区民・事業者と連携・協力し、情報の共有化を図ります。

■ 具体的取組

	取組内容	担当部署
①	区民・事業者・区が参加する江東エコライフ協議会の活動を通じ、区民・事業者が環境に配慮した活動に積極的に取り組めるよう、環境意識の醸成を図ります。	温暖化対策課
②	区民や事業者が自主的に行う環境に配慮した活動を支援し、積極的な活動を行っている区民や事業者、環境保全団体等の活動の実践例や効果・メリット等を広く周知します。	温暖化対策課
③	区報や区ホームページ・SNS 等の様々な媒体の特性を活用しながら、環境に関する情報を分かりやすく適切に区民・事業者などに情報発信します。	温暖化対策課
④	外国人住民、国内外から区を訪れる人々に向けて、区ホームページの多言語化、外国語による歩行喫煙等の防止の表示やごみの分別方法、自転車放置禁止区域の表示等の環境に関する情報発信を充実させます。	環境保全課 清掃リサイクル課 地域交通課
⑤	様々な主体と連携・協力し、環境情報や活動について情報の共有化を図ります。	温暖化対策課

取組方針 5-2

環境教育・学習の推進

● 施策31 学校における環境教育の推進

次世代における環境問題解決の担い手となる児童・生徒に対して、事業者と連携した環境学習授業や環境教材の提供等を通じて環境教育の一層の充実を図ります。

● 施策32 環境学習機会の拡充

区民・事業者が主体的に学び、考え、実践することができるよう、イベントや環境学習講座など、より幅広い世代が環境について学習する機会を拡充します。

具体的取組

	取組内容	担当部署
①	身近な環境問題を取り上げた各種学習教材等や事業者と連携した体験型の環境教育を活用し、学年に応じた環境教育を推進します。	指導室
②	ふれあい環境学習や出前講座授業、江東区環境検定等、各年齢層に対応できる環境学習プログラムを推進します。	温暖化対策課 清掃事務所 指導室
③	ポケットエコスペースを活用し、学校教育活動や学校と地域との連携を推進します。	温暖化対策課 指導室
④	カーボンマイナスアクションの Web 化の検討など事業の充実を図り、環境に配慮した行動を習慣づけることにより、家庭における省エネ、CO ₂ 排出量削減を促進します。	指導室 温暖化対策課
⑤	環境学習情報館（えこっくる江東）を中心に、自ら調べ、学び、考え、行動することができるような環境学習機会を提供します。	温暖化対策課
⑥	地域の環境資源である河川や公園、清掃工場等を活用した環境学習会や見学会、森林ツアー実施の検討などイベントの企画・開催により、体験型の環境学習の機会を提供します。	温暖化対策課
⑦	区民・事業者・行政の各主体が協働し、環境フェアの開催や区民まつり等のイベントブース出展を通じて、幅広い世代に対してエコ意識向上に向けた啓発を行い、区民や事業者の環境保全意識の向上を目指します。	温暖化対策課

● 施策33 環境活動を推進する人材の育成

環境学習講座等の開催を通じて、地域の環境活動の担い手となる環境ボランティアや、学校や地域での環境体験学習で助言・指導ができるエコリーダーを育成します。

● 施策34 環境パートナーシップの推進

江東エコライフ協議会や、環境フェア・区民まつり等のイベントなどを活用し、区民・事業者・区が協働で取り組むことで環境に関する意見交換や交流を図り、各主体の環境活動をより良いものへ発展させることができるような環境パートナーシップを推進します。また、他自治体と連携した環境学習やカーボン・オフセットなどの取組を推進します。

■ 具体的取組

	取組内容	担当部署
①	エコリーダー等の環境教育を推進する人材を育成するとともに、環境保全に関するノウハウを持っている人の能力を、地域における環境保全活動に活用します。	温暖化対策課
②	デコ活を積極的に推進し、区民・事業者の日常生活や事業活動の脱炭素につながる行動変容の後押しとなる取組を推進します。	温暖化対策課
③	持続可能な開発目標（SDGs）と環境に関する日常生活や事業活動における取組を関連付けて、広く情報発信することや、イベント等に取り入れることで、区民や事業者の環境に配慮した積極的な行動を促します。	温暖化対策課
④	区民・事業者・区が参加する江東エコライフ協議会を通じて環境情報を共有し、省エネ活動等の環境配慮行動を進めていきます。	温暖化対策課
⑤	産学官民が連携した環境パートナーシップの構築を推進します。	温暖化対策課
⑥	事業者との協定の締結により、民間の有する脱炭素社会に関するノウハウ・技術等を取り入れ、事業者と連携した取組を推進します。	温暖化対策課
⑦	環境活動の更なる拡大を図るため、区民・事業者・学校・環境団体・他自治体等の支援や連携した取組を推進します。	温暖化対策課
⑧	「グリーン・コミュニティ会議」を設置し、区民・事業者・自治会・NPO・行政等、多様な主体のメンバーが集まる場を創出し、協働による取組の強化を図ります。また、多様な主体がそれぞれの活動の情報交換を行い、連携強化するとともに、区内で行われている様々なみどりに関する活動等の情報を発信していきます。	管理課

コラム

環境学習

環境問題や環境保全の重要性を学ぶ機会として、野外活動やワークショップ等の参加・体験型の講座を開催するエコキッズ事業、事業者と連携した地球温暖化出前授業や小学生環境学習会、中身の見える清掃車「ごみスケ」を使い、リサイクルの推進やごみの分別について学ぶふれあい環境学習などを実施しています。



小学生環境学習会（木材市場の見学）



ふれあい環境学習（ごみスケ）

コラム

環境パートナーシップの取組

区民、事業者、団体、行政など、様々な主体が良好なパートナーシップのもとに、環境に関する取組を推進しています。

【環境フェア】

江東区環境フェアは6月5日の「環境の日」にあわせ、6月の第1日曜日に開催しています。区民一人ひとりの日常生活において生活環境や地球環境に関心と理解を深められるよう、環境保全活動に取り組む団体・企業等がブースを出展しています。



環境フェア

【環境に関するボランティア活動】

環境に関する様々なボランティア活動が行われており、地域の環境活動を推進するボランティアの皆さんが様々な場面で活躍しています。



みどりのボランティア
(コミュニティガーデン活動)



荒川クリーンエイド

【産学官民の連携】

産学官民が連携し環境に関するイベントや展示を行い、エコ意識の向上を図っています。



官民連携イベント
(パッチづくり)



事業者と連携した木材利用
推進月間展示（木材家具）